

令和7年（2025年）9月29日（月曜日）

第 3 号

令和7年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第3号

令和7年(2025年)9月29日(月曜日)

出席委員

委員長

浅野 貴博 君

副委員長

宮崎 アカネ 君

伊東 尚悟 君

鶴羽 芳代子 君

早坂 貴敏 君

田中 勝一 君

海野 真樹 君

佐々木 大介 君

島山 みのり 君

真下 紀子 君

赤根 広介 君

林 祐作 君

中司 哲雄 君

スポーツ局長 近藤 史郎 君

アイヌ政策推進局長 高橋 奉己 君

地域安全担当局長 西 清人 君

総務課長兼
政策調整担当課長 栗原 肇 君

環境政策課長 高橋 和紀 君

水道担当課長 松永 和敬 君

循環型社会推進課長 遠藤 浩 君

自然環境課長 小島 宏 君

自然公園担当課長 島村 哲也 君

野生動物対策課長 小島 圭介 君

ヒグマ対策室長 市川 善浩 君

女性支援室長 千葉 拓子 君

消費生活課長 鏡 法裕 君

地域安全課長 森田 和寿 君

縄文世界遺産
推進室長 木内 武雄 君

障がい者スポーツ・
競技力向上担当課長 白幡 博久 君

アイヌ政策課長 高石 浩子 君

出席説明員

環境生活部長 谷内 浩史 君

環境生活部
アイヌ政策監 高見 里佳 君

環境生活部次長 竹本 広幸 君

環境保全局長 阿部 和之 君

自然環境局長 新井田 順也 君

くらし安全局長 高木 順一 君

文化局長 越田 習司 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 阿部 厚次 君

議事課主査 水口 まち子 君

同 屋木 文映 君

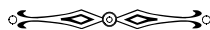
同 梅尾 哲矢 君

同 福士 元啓 君

同 東 優樹 君

同 相田 恵 君

同 加藤 邦彦 君



○浅野貴博委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔水口主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

早坂貴敏委員

真下紀子委員

であります。

○浅野貴博委員長 それでは、議案第1号を議題といたします。

1. 環境生活部所管審査

○浅野貴博委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

佐々木大介君。

○佐々木大介委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、ヒグマ対策について伺います。

我が会派の代表質問でも議論をいたしました。道内各地で市街地等へのヒグマの出没情報が相次ぐ中、福島町では、新聞配達員が襲われ亡くなる事故があり、また、知床半島でも、羅臼岳で登山者が襲われる事故が発生しました。私の地元の浜益においても、現在、ヒグマ注意報が発令されており、地域住民の不安が高まっている状況です。また、先週の26日には札幌市西区の公園において男性がヒグマに襲われる事故が発生しており、札幌市内でも警報が発令をされているところです。こういった相次ぐ被害を受け、ヒグマ対策の強化が強く求められています。

また、9月から市町村長の判断で可能となった緊急銃猟についても、様々な課題が指摘されております。そこで、今後の道の対応などについて、以下、伺ってまいります。

初めに、ゾーニング管理の推進についてであります。

ゾーニング管理については、地域の実情から、ゾーンの設定が困難な場合もあるとの課題もあります。ヒグマ管理計画に基づくゾーニング管理の進捗について、道内の市町村における進捗状況はどのようになっているのか、また、今後どのように市町村に普及させていくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 ゾーニング管理についてであります。道では、市町村におけるゾーニング管理を促進するため、今年3月に北海道ヒグマゾーニング管理ガイドラインを作成し、その目的や手法、計画のひな形などをお示しするとともに、市町村を対象とした説明会を開催し、理解の促進を図ったほか、ゾーニング管理計画の検討、策定からその実行に際しまして、必要な情

報提供や専門人材の派遣による支援を行っていくこととしているところでございます。

また、国の交付金も活用しながら、市町村が策定する計画や、計画に基づき実行する捕獲に要する経費のほか、ヒグマの誘引源となる放任果樹の除去や、下草刈りなどの環境整備といった防除に要する経費につきましても支援を行っているところでございます。

こうした中、現時点で20市町村がゾーニング管理計画を策定しており、道といたしましては、引き続き、市町村に対してゾーニング管理の必要性を丁寧に説明しますとともに、様々な支援を行うことなどにより、道内各地で取組がより一層進むよう努めてまいります。

○佐々木大介委員 それぞれゾーニング管理の現状については承知をいたしました。

次に、知床半島の事故の検証と再発防止について伺います。

知床半島における事故をめぐっては、関係者により検証が進められているというふうに伺っているところですが、今後、どのように検証を進め、また、どのように再発防止策を取りまとめていくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 羅臼岳で発生した人身事故についてであります。このたびの事故の検証や再発防止策につきましては、現在、道のほか、関係する国の機関や市町村、団体で構成される知床ヒグマ対策連絡会議で検討を進めており、今月11日には事故概要や今後の検証の方向性が取りまとめられております。

連絡会議では、事故の発生に至った直接要因や、登山者の意識や注意喚起等の間接要因、知床半島におけるヒグマの動向の背景要因の三つの観点から事故原因を検証するとともに、登山のルールや情報提供、緊急時の対応など、再発防止策について取りまとめていくこととしております。

今後、連絡会議におきまして、引き続き、具体的な検討を進めますとともに、有識者により構成される知床世界自然遺産地域科学委員会の御助言もいただきながら、検証結果を取りまとめることとしております。

○佐々木大介委員 こういった登山者に対する安全対策や啓発というの、やはり、これから重要になっていくというふうに思いますので、引き続き、この辺は検証を進めていただきたいというふうに思います。

次に、緊急銃猟への対応について伺います。

緊急銃猟への対応は、制度が始まったばかりではありますが、各地で実地訓練など、準備が進められています。国や道の主催する訓練への市町村の参加状況はどのようになっているのか、また、未参加の市町村にはこれからどのように普及を図っていくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟への対応についてでございますが、道では、緊急銃猟の円滑な実施に向けまして、8月に、国や市町村、道警察、捕獲従事者と連携をし、札幌市、遠別町、江差町、下川町で実地訓練や机上訓練を行ったところでございます。

訓練には、当該市町村のほか、他の市町村にも参加を呼びかけ、実地訓練は48市町村、机上訓練は23市町村に御参加いただくとともに、訓練の実施内容や結果、課題などは、訓練実施後、8

月中に道内全市町村へ周知し、共有をしたところでございます。

また、今回、未参加であった市町村に対しましては、道が10月から11月にかけて3か所程度実施する同様の訓練に参加を呼びかけてまいりますほか、各市町村においても、地元の関係機関や捕獲従事者等と連携をした訓練を行っていただくよう働きかけてまいります。

○佐々木大介委員 次に、今定例会で補正予算を提案している道のヒグマ対策事業補助金について伺います。

この補助金では、緊急銃猟のどのような経費を補助の対象とするのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 補正予算についてであります。今定例会に補正予算として提案しておりますヒグマ対策推進費では、市町村が実施する緊急銃猟に関しまして、財政負担の軽減を図るため、緊急銃猟対応マニュアルの作成や訓練実施に係る経費のほか、ヘルメットや盾、熊対策スプレーなどの備品購入、緊急銃猟を行った際の捕獲従事者の日当、さらには、市町村が加入する捕獲従事者の保険料などの経費を補助対象としているところでございます。

○佐々木大介委員 次に、ハンターの皆様からも不安の声をいただいている身分保障について伺います。

緊急銃猟に関するハンターの身分保障について、代表質問では、鳥獣防除隊の制度を参考として、非常勤公務員としての位置づけの検討を国に求めるよう提案しましたが、国に要望しているとの答弁にとどまっております。

ハンターの方が負傷等の際には、市町村が加入する保険により補償するとのことですが、保険での補償では限界があるというふうに思いますので、ハンターを非常勤公務員として位置づけ、公務災害の対象となるよう具体的な検討を進めるべきというふうに考えますが、見解を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の補償などについてであります。緊急銃猟の実施に当たりましては、市町村が、銃弾が達する範囲内の地域住民の安全を確保することを前提としており、また、捕獲従事者も、その安全性などに疑念がある場合には、銃猟の実施を中止することが認められているところでございます。

また、国では、捕獲従事者の方が一の事故に備え、緊急銃猟の責任を負う市町村が保険に加入することを推奨しているところでありますが、道では、捕獲従事者に十分な補償がされるよう、国に対しまして、身分保障について関係省庁間での調整や検討を行うよう要請しているところでございます。

○佐々木大介委員 この点については、引き続き、国に対して身分保障についての調整を進めるということですが、やはり、ハンターの皆さんのリスクにならないような形で最善の検討をなされるよう指摘をしておきます。

次に、市町村への支援について伺います。

ヒグマ対策の最前線に立つ市町村の支援に向けては、振興局の体制を一層強化する必要があるというふうに考えます。今後の対応について伺います。

○市川ヒグマ対策室長 振興局の体制についてであります。ヒグマ管理計画の着実な推進はもとより、道内各地で相次いでいる出没対応や緊急銃猟の円滑な実施のためには、振興局が地域の取組についての的確に助言をし、後押しできることが重要でございます。

そのため、道では、本庁や振興局の職員を国等が主催する野生鳥獣対策の研修に参加させるなど人材育成に努めておりますほか、ヒグマなど野生鳥獣対策に知見を持つ専門的職員を、昨年度から1振興局増やし、現在、11振興局に配置しますとともに、全振興局のヒグマ対策に関わる職員を本庁ヒグマ対策室と兼務発令し、本庁と振興局が一体となり、市町村支援など機動的に対応できる体制を整備しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、職員の専門性の向上を図るため、振興局の職員を各種研修に参加させますほか、庁内公募も活用し、野生鳥獣対策に関する専門知識を有する職員を配置するなど、地域における体制の強化に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それぞれの振興局の体制整備については、まずは、やはり、人材の育成というところも大きな課題であるというふうに認識をいたしました。

次に、ハンターの育成確保について伺います。

ヒグマ対策の推進に向けては、ハンターの人材確保や育成も不可欠と考えます。道として、ハンターの増加や技術向上にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 野生動物対策課長小島圭介君。

○小島野生動物対策課長 狩猟者の育成確保の取組についてであります。道では、捕獲の担い手となる人材確保のため、狩猟免許試験の受験希望者全員が可能な限り希望する試験を受けられますよう、農閑期や日曜日に試験を実施するとともに、試験回数や受験定員を増加するほか、新たに免許を取得しようとする方々を対象とした出前講座やセミナーを開催するなど、狩猟免許の取得の促進に取り組んでいるところでございます。

また、捕獲技術の向上や技能の継承などを図るため、捕獲経験の浅い狩猟者を対象とした射撃実習のほか、ヒグマの捕獲技術の習得のため、ベテラン狩猟者によります講習会や春期管理捕獲の実施など、狩猟者の育成にも取り組んでいるところでございます。

○佐々木大介委員 次に、代表質問でも議論を重ねてきた射撃場の整備について伺います。

ハンターの減少、高齢化に伴う人材の育成確保が大きな課題となっており、早急に取り組む必要があります。代表質問では、兵庫県立総合射撃場を参考に、道内での総合的な射撃場設置の検討を求め、知事からは、道内の射撃場について調査を行っている旨の答弁がありました。

これまでの調査の内容と進捗状況について伺います。

○小島野生動物対策課長 道内射撃場の調査についてであります。道では、道内で営業している21か所の射撃場を対象に、射場の規模や機能、営業形態や利用者数などのほか、運営上の課題など、施設の管理や運営に係る実態調査を行っているところでございます。

現在、各施設からいただいた御回答につきまして直接聞き取りを行うなど、内容を精査しながら、確認・集計作業を進めているところでございます。

○佐々木大介委員 ただいま進捗状況についてお伺いをいたしました。道として、調査結果を基に今後どのように検討を進めていくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 自然環境局長新井田順也君。

○新井田自然環境局長 今後の対応についてであります。野生鳥獣によるあつれきの解消が喫緊の課題である本道におきまして、捕獲の担い手となる人材の育成確保は不可欠であり、捕獲技術力の向上や技能の継承を図っていくことが重要であります。

道といたしましては、現在進めている道内射撃場の実態調査の結果を基に、今後、現地での施設の確認やヒアリングを行うとともに、各振興局において、市町村や猟友会など関係者の方々と狩猟者育成に係る現状や課題について意見交換を行うなどしながら、地域の担い手となる狩猟者の育成環境の充実に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 最近、本当にヒグマの出没状況が相次いでおりまして、我がまちにおきましても、注意報が発令をされてお祭りが中止となるなど、やはり、地域住民の事故や不安と併せて、経済的、観光的な面で皆様からの御不安の声も伺っております。

また、いつ新たな事故が起きても不思議ではない状況の中で、早急な対応が求められていますが、道として、今後、ヒグマ対策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。道内では、今年度は既にヒグマによる人身事故が4件発生したほか、現在、ヒグマ警報1件、注意報を7件発出しており、また、8月の道警察に寄せられた通報件数も過去5年間で最多となるなど、人とヒグマとのあつれきはかつてないほど高まっており、対策の強化は喫緊の課題であります。

このため、道では、ヒグマ管理計画に基づく個体数管理や、市町村のゾーニング管理の推進とともに、春期管理捕獲などによります捕獲従事者の育成確保や、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などに取り組んでいるところでございます。

また、福島町での事案を踏まえた注意報等の見直しや、羅臼岳の人身事故について、国や地元関係機関等との再発防止策などの検討を進めているとともに、来月には、新たに庁内各部局や振興局、道警察、国や猟友会などの関係機関によりますヒグマ対策会議を設置し、注意報の見直しや緊急銃猟の実施に関する情報共有などを行いながら、より円滑で効果的な対策を推進していく考えであります。

道といたしましては、引き続き、市町村や道警察、捕獲従事者の方々と一体となった取組を進めながら、人命を最優先に、道民の皆様への安全、安心が確保されるよう、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 ただいま部長にもお答えをいただきまして、それぞれヒグマ対策について質問を行ってまいりましたが、本当にヒグマ対策は早急な対策が必要な喫緊の課題であるというふうに思います。改めて知事の見解を伺いたいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いいたします。

次に、持続可能な水道事業の構築について伺います。

水道は、日常生活に欠かせない重要なインフラであり、災害時や事故発生時にはその脆弱性が顕在化します。昨年1月の能登半島地震では、長期の断水により生活用水の確保や衛生環境の悪化が深刻な問題となり、耐震化の推進が改めて大きな課題として示されたところです。

また、法定耐用年数40年を超える水道管は、令和3年末時点で全国の約22%に達し、令和14年には約41%、令和24年には約66%に増加すると推計されています。今年4月には、京都市で老朽化した水道管の破裂により道路冠水や住宅浸水が発生をし、国道1号が交通規制されるなど、社会的影響が広がっています。

一方、水道事業は、原則として市町村が経営をしていますが、人口減少に伴う料金収入の低迷、厳しい経営環境、職員の高齢化や人材不足による担い手確保、技術継承の困難さなど、基盤維持に大きな課題を抱えています。こうした状況を踏まえ、広域化による基盤強化も強く求められているところです。そこで、本道の水道事業をめぐる課題と今後の対応について、以下、伺ってまいります。

初めに、耐震化の状況についてであります。

道内における水道施設の耐震化の進捗について、全国の状況との比較も含めて、まずは伺います。

○浅野貴博委員長 水道担当課長松永和敬君。

○松永水道担当課長 耐震化の進捗状況についてであります。国の最新の水道統計調査によりますと、令和4年度末現在、道内の水道事業及び水道用水供給事業において、導水管や送水管などの主要管路のうち、耐震適合性のある管路の割合は46%、浄水場の耐震化率は27%、配水池の耐震化率は53%となっております。

一方、全国平均では、主要管路の耐震適合性がある割合は42%、浄水場と配水池の耐震化率はそれぞれ43%と63%となっており、主要管路では全国平均を4ポイント上回るものの、浄水場は16ポイント、配水池は10ポイント下回っているところでもあります。

○佐々木大介委員 それぞれ本道の状況をお伺いいたしましたが、今、能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、国は全国の水道事業者等に上下水道耐震化計画の策定を求めているところです。

道内における策定状況と、計画推進に向けた取組について伺います。

○松永水道担当課長 耐震化計画の策定状況についてであります。国は、能登半島地震による上下水道施設の甚大な被害を踏まえ、全国の水道事業者等に対し、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的、重点的に進めるため、上水道や簡易水道など事業ごとに上下水道耐震化計画を策定するよう求めているところであり、道内では本年7月末現在で約9割の事業で計画を策定済みであります。

道としましては、引き続き、計画を策定していない水道事業者等に対し、早期の策定を働きかけるとともに、国の補助制度の活用等に向けた助言などを行いながら、計画に基づく耐震化を働きかけるほか、水道事業関係団体とも連携し、国に対し、施設整備に必要な予算の確保や補助対

象範囲の拡大など、支援制度の拡充について要望してまいります。

○佐々木大介委員 次に、老朽化した铸铁管の更新についてであります。

京都市での事故を受け、国は全国の水道事業者等へ铸铁管の点検と更新計画の策定を求めています。道内での点検結果や対応状況がどのようになっているのか、伺います。

○松永水道担当課長 老朽化した铸铁管の対応についてであります。国は、本年4月に京都市内で発生した铸铁管の漏水事故を受け、5月に、全国の水道事業者等に対し、災害直後に緊急輸送を行う幹線道路に埋設されている铸铁管の点検を指示しており、対象となった道内の铸铁管約45キロメートルは、目視点検により全て問題ないことが確認されております。

また、国は、本年6月に、当該铸铁管を令和12年度までに全て更新することを盛り込んだ铸铁管更新計画を来年1月末までに策定するよう求めており、現在、道内の水道事業者等において、期限までの計画策定に向けて作業を進めているところであります。

道では、水道事業者等に対して、更新計画の作成例を参考として示すとともに、各種会議や立入検査等、様々な機会を通じて計画の策定を働きかけるなど、铸铁管の着実な更新に向けて取り組んでいるところでございます。

○佐々木大介委員 次に、水道事業の広域化について伺います。

老朽化した管路の更新や耐震化を進める上で、事業規模が小さい市町村の多い本道では、広域連携による基盤強化が重要というふうに考えます。

道は、令和5年3月に北海道水道広域連携推進プランを策定していますが、これまでの取組状況と、広域連携を進める上で直面している課題について伺います。

○松永水道担当課長 広域連携の推進に向けた取組についてであります。道が実施している地域ごとの水道事業者との意見交換会などでは、広域連携の推進に当たって、事業者ごとに施設の老朽化の状況や維持管理の委託状況などが異なり、事業者間の調整が難しいといったことが課題として挙げられており、道では、こうした課題を踏まえ、令和5年3月に広域連携による水道事業の基盤強化に向けた北海道水道広域連携推進プランを策定するとともに、令和6年度から、地域の実情に応じた個別の検討を行うため、水道広域連携モデル構築事業に取り組んでいるところであります。

このモデル事業につきましては、令和6年度に、留萌・増毛及び西胆振の二つの地域で関係市町村と検討会を開催し、広域連携の実現に向けた段階的な取組を取りまとめたロードマップを作成するとともに、具体的な検討手順をまとめた広域連携検討フローを作成し、他の水道事業者等にも情報提供したところであります。

また、今年度は、西胆振地域での検討を継続するとともに、他の地域の広域連携の取組を一層推進するため、道内の地域特性に適した道内外の取組事例等を紹介したガイドブックを作成する予定となっております。

○佐々木大介委員 まず、令和6年4月から、水道行政は厚生労働省から国土交通省、環境省に移管されております。

今、上下水道の耐震化計画や水道の広域化について伺ってまいりましたが、近年は、上水道のみならず、下水道においても管の破損を原因とする大規模な陥没事故が発生するなど、老朽化・耐震化対策の早急な推進が必要と考えます。

本年3月の第1回定例会予算特別委員会の総括質疑において、我が会派の同僚議員が、技術系人材の確保が大きな課題となっている市町村を支援するためにも、道においても上下水道部局の一体化を検討すべきというふうにいただきました。これに対し、知事は、上下水道担当部局の一元化については、関係部局の連携の下、他府県の先進事例を参考に、市町村の意見も伺いながら、技術的支援の在り方を含め、早急に検討を進めてまいると答弁をしています。

この間、どのような検討が行われてきたのか、伺います。

○松永水道担当課長 上下水道についてであります。本年3月の定例会における議論を踏まえ、建設部や保健福祉部との連携の下、5月に関係部課による連絡会議を設置し、現在、その作業部会において、他府県の状況についてアンケート調査を行うとともに、そうした調査結果も参考に、効果や課題等について検討を行っているところでございます。

○佐々木大介委員 3月の時点で早急にという中で、今検討を進めている段階ということで、なかなか、あまり中身もない状況でありますけれども、今、同じく予算特別委員会では建設部で下水道管の老朽化について議論も行われてきたところです。

やはり、水道については、従来の衛生という観点から、今、社会資本の更新というふうな情勢が変わってきている中で、ここで、上水道と下水道が別々で、同じ管路でありながら議論をするというよりは、やはり、窓口を一元化しながら、この社会資本の更新をどうしていくかという議論ができるほうが建設的であり、また、広域連携についても、より広域連携に向けた新たな取組の一つになるのじゃないかというふうに思っておりますので、この点については、改めて検討を進めていただくよう指摘いたします。

最後に、水道事業は、住民生活に欠かせないライフラインであり、様々な課題を抱える中であっても、将来にわたり持続可能な形で維持していくことが必要であります。

道として、持続可能な水道事業の構築に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○谷内環境生活部長 持続可能な水道事業の構築についてであります。人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用の増大、職員の高齢化による技術継承の問題など、厳しさを増す経営環境に対応するためには、水道事業の基盤強化が必要であります。

このため、道では、これまで、市町村等に対し、国の補助金等の活用に向けた助言や、職員の技術力向上を目指した研修会を行うなど、水道施設の耐震化を促進するとともに、北海道水道広域連携推進プランの策定や水道広域連携モデル構築事業の取組などを通じまして、地域の実情に応じた広域連携の推進を図ってきたところでございます。

道といたしましては、今後、こうした取組に加えまして、モデル構築事業で得られた成果や知見を活用し、他の地域における広域連携の取組を一層推進するとともに、耐震化など計画的な水

道施設の更新に向けまして、国に対し、様々な場面を活用して本道の厳しい状況をお伝えしながら、基盤整備に必要な予算確保や支援制度の拡充を強く要望するなど、持続可能な道内の水道事業の構築に向けまして取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それでは次に、大雨に伴う流木の処理について伺います。

本道では、8月19日から21日にかけて、低気圧や前線の影響により、暖かく湿った空気が流入をし、乙部町では1時間に57ミリの激しい雨を記録するなど、道南を中心に大雨となりました。さらに、9月1日から2日にかけても道南地方を中心に大雨に見舞われ、函館市では住宅街で土砂崩れや浸水被害が発生するなど、各地で被害が相次ぎました。

全道的にも、線状降水帯の発生により、局地的な大雨が観測されるなど、短時間に大量の降雨が生じる事例が増加をしております。こうした大雨による被害は、住宅や道路といった直接的な被害にとどまらず、河川から流れ出た流木が海岸に漂着し、漁船の航行を妨げたり、定置網に流入するなど、二次的な被害にもつながっています。実際に、8月の大雨では、道南の沿岸地域に大量の流木が流れ着き、漁業活動に支障が生じたことから、町村が緊急的に流木処理を行ったというふうに伺っております。

しかしながら、このような大雨に伴って発生した流木の処理については、平時における処理とは異なり、対応に苦慮する自治体があるというふうにも伺っております。そこで、以下、伺います。

初めに、大雨などにより、短時間で大量に流れ着いた海上の流木の処理はどのように取り扱われるのか、伺います。

○浅野貴博委員長 循環型社会推進課長遠藤浩君。

○遠藤循環型社会推進課長 流木の処理についてであります。流木等の海岸漂着物等の処理につきましては、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者等によって回収作業が行われた後、市町村が一般廃棄物としてごみ処理施設へ運搬し、最終的に焼却や埋立て、リサイクルなどの方法によって処分しております。

一方で、大雨などによる災害時において、大量の流木等が海岸に漂着し、地域住民の生活や漁業活動などへの影響が懸念される場合には、一刻も早い海岸漂着物等の処理を進める観点から、回収作業に当たって、市町村が海岸管理者等と協力して実施している事例や、直接回収作業を行っている事例もあるところでございます。

以上です。

○佐々木大介委員 それでは、今回の大雨のように、漁業に支障が生じたことから、町村が緊急的に流木処理を実施した場合、その処理費用を誰が負担するのか、伺います。

○遠藤循環型社会推進課長 流木の処理費用についてであります。道では、市町村が実施する海岸漂着物等の回収や処理に要する費用に対して、国の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、地域の実情に応じ、70%から最大95%までの補助をしており、また、その地方負担につきましては、80%から最大100%が特別交付税で措置されているところでございます。

以上です。

○佐々木大介委員 それぞれお答えいただいた中で、どちらにしても地方にとっては多少の負担が生じる場合があるというお答えでありました。

流木は、上流域や広域から発生するものであり、町村単独で責任を負うべきものではないというふうに考えます。道または国が責任主体となり、費用を負担すべきというふうに考えますが、所見を伺います。

○遠藤循環型社会推進課長 流木の流出防止についてであります。流木など海岸漂着物等の回収や処理につきましては、海岸管理者等や市町村が、環境省の補助金のほか、国土交通省や農林水産省などの補助制度を活用して実施しているところでございます。

このうち、環境省補助金につきましては、平成27年度から補助率が段階的に引き下げられ、地方負担が生じておりますことから、道では、国に対して、事業に必要な予算額の確保と、全額、国庫補助対象とするよう要望しているところでございます。

また、森林等からの流木の流出防止対策を進めるため、国の出先機関や関係団体、庁内関係部局などで構成する北海道海岸漂着物対策推進協議会等を活用して、関係機関等の取組内容を共有するとともに、流出防止に向けた効果的な対策などについて協議、調整を行うなどしており、引き続き、被害の未然防止にも取り組んでまいります。

以上です。

○佐々木大介委員 特に、こういった大雨時には、住民生活や産業活動に大きな影響が及ぶことから、可能な限り早期の対応と復旧が求められます。

一方で、市町村としては、財源やその経費の捻出の当てがない中で対応をしなければならないというところもありまして、やはり、事前の打合せや協議等において、こういった大雨のときにどうやって対応するかというようなことをしっかりと決めておくことも大事だというふうに思います。

こうした流木処理の事例に対して、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。流木などの漂着は、海岸における景観や環境への影響が懸念されるほか、漁業や船舶の航行、海岸保全施設の機能などに支障を及ぼすおそれがありますことから、海岸漂着物等の円滑な処理や流木等の流出防止対策を推進することが重要でございます。

このため、道では、これまで、国の補助事業を活用し、市町村が行う海岸漂着物等の処理に対して支援を行うほか、全道協議会の場におきまして、先行的な流出防止対策の取組の共有や、ドローンを用いた漂着物量の計算アプリを情報提供するなど、海岸漂着物等対策に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後も、こうした取組に加えまして、関係機関から提供を受けた流木の発生状況や堆積状況など、円滑な処理のために必要な情報の共有を行っていくほか、市町村が速やかに海岸漂着物等の回収や処理に取り組めるよう、引き続き、国に対しまして、必要な予算の

確保や補助率の引上げなど、支援制度の拡充を要望していくなど、局地的な大雨による流木の大量漂着などの事態におきましても、迅速かつ着実に処理ができるよう取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ市町村が迅速に対応できるよう、これから取り組んでいくというふうに部長から答弁をいただきました。

この点については、これまで、私の地元でも流木が流れ着いて、その処理にどう対応しようかということで、道と相談して行ったという事例もあります。やはり、事前の段階で、このような場合にどうやって対応するかということがしっかりと決まっていなかったということで、市町村においては、自分たちでやったけれども、結局、経費捻出が出るという中で、この要因は、うちのまちだけではないですし、流れ着いた発生源というのは様々で、当該市町村だけではない部分が多いですから、この部分も市町村負担になるというのがちょっと私も解せないなというふうに思います。その中で、国の補助率が引き下がっているということでもありますから、この辺も、やはり、私たちも含めて、国に対しても、広域的な側面で、市町村の負担がないようしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、女性活躍について伺います。

女性の社会進出は進んでいますが、依然として賃金格差や就労環境における男女差が存在しています。この背景には、家事や子育て、介護といった日本的な家族の役割分担の慣習があるとも言われており、地域の活力を高めるためには、女性が自らの能力を発揮し、社会で活躍できる意識変革や環境整備が不可欠というふうに考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

道では、女性の活躍を支援するために、女性の活躍支援センターを設置し、様々な相談に応じていると承知をしております。これまで、どのような支援を行い、また、相談の状況はどのようになっているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 女性支援室長千葉拓子君。

○千葉女性支援室長 女性の活躍支援センターについてでございますが、道におきましては、女性のライフステージに応じた様々な相談や疑問などを一緒に考え、解決に向かうようサポートする窓口として、平成27年度に「北海道女性の活躍支援センター」を設置し、まずは話を聞いてほしいという方向けの総合相談と、具体的な話を聞きたいという方向けの専門相談により、幅広い年齢層の女性から、働きたい、起業したい、学びたい、子育ての悩みといった多様な相談を受けているところでございます。

また、年間の相談件数は、およそ200件から300件程度で推移しておりまして、その内訳を見ますと、人間関係や暮らし、健康に関すること、起業に関すること、就労に関することの順に件数が多く、例えば、育児と両立しながら自宅で開業したいとの御相談に対しましては、起業経験者である専門相談員が資金計画等をアドバイスいたしましたり、自分の時間ができたので新しく何かを学びたいとの御相談に対しましては、興味のある分野の情報センターやサークルなどを案内するなど、おのおのの目的に応じた支援を行っているところでございます。

○佐々木大介委員 それぞれ支援センターの状況について伺ってまいりましたが、こういった相

談業務などを通じて見えてきた女性活躍に係る課題にはどのようなものがあるのか、伺います。

○千葉女性支援室長 女性活躍に係る課題についてでございますが、センターが受けております相談の中では、家族や職場など人間関係に関する相談が多数を占めておりまして、職場内での、男は仕事、女は家庭といった固定的な男女の役割分担意識などに起因した相談も寄せられているところでございます。

また、今年度、女性の活躍の推進に向けた今後の取組に生かすため、地域の女性関係団体などと現場で働く女性の抱える課題について意見交換を行っており、その中では、そうした固定的な性別役割分担意識のほか、東京など首都圏の企業と異なり、道内企業等では女性の管理職が少なく、一層の女性登用ですとか、非正規、パートタイムなどの方々も対象とした取組も必要との御意見、それから、進学に伴う地域からの流出を課題として挙げられる御意見などもいただいているところでございます。

以上でございます。

○佐々木大介委員 それぞれ、女性が社会で活躍する中での課題というのも承知をいたしました。

次に、理工系分野での女性活躍について伺います。

特に、我が国は理工系進学を希望する女性が少ないというふうに指摘をされておりまして、道内では、半導体製造など、理工系技術者の活躍が強く期待をされておりますが、理工系分野における女性の活躍の必要性をどのように捉え、道としてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○浅野貴博委員長 くらし安全局長高木順一君。

○高木くらし安全局長 理工系分野における女性活躍についてでございますが、国における女性版骨太の方針2025では、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大が柱の一つに掲げられており、我が国の持続的発展の基盤となる科学技術・学術分野においては、幼児期から大学までの各段階において女子学生が少ない理工系分野等への進学者増に向けた取組を進めることとされております。

また、道におきましても、GXやAI、DXなどの成長分野を支える人材の育成確保の重要性が増す中、女性が理工系分野へ一層進出し、活躍していくことも必要と考えております。

このため、道では、昨年度から、そうした人材へと育てていく女性の裾野を広げていくことを目的に、理工系分野に関心のある学生向けのセミナーなどを実施しており、今年度は、中高生を対象に、現役女子学生や女性技術者が体験談を語るトーク企画、理工系の楽しさを体験できるワークショップなど、キャリア意識を高めるイベントを開催したところであり、引き続き、高校や大学、企業等と連携しながら、理工系分野における女性活躍が一層進んでいくよう努めてまいります。

○佐々木大介委員 私も、先日、札幌日大中学・高校で開催をされました「理系の未来と私の可能性」という女子学生向けのイベントに参加をさせていただきました。室蘭工業大学の現役の女

子大学生や、ラピダス、そして岩田地崎建設など、社会人の女性技術者として理工系分野で活躍する皆さんが学生に向けて今の現状や体験談をお話しされていました。

室蘭工業大学におきましても、女子学生の割合は6人に1人ということでありまして、やはり、これからもこういった理工系分野での女性の活躍が期待される中で、いかに女子学生にもこういった分野に興味、関心を持ってもらうかというのは大事な取組だというふうに思っておりますので、引き続き、こういった面も含めて、様々、男女関係なく興味分野を広げていただけるよう取り組んでいただければというふうに思います。

最後に、本道は、依然として転出超過の状況にあり、特に若い世代では女性の道外転出割合が高い傾向にあります。本道において、女性が将来に希望を持ち、道内で活躍できる環境づくりなどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○谷内環境生活部長 女性活躍の取組についてであります。人口減少や少子・高齢化が進行している中、持続可能な北海道づくりを進めていくためには、女性の方々の多様な視点と能力を生かしていくことが重要でございます。

このため、道では、これまで、北の輝く女性応援会議におきまして、固定的な男女の役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に関する意見交換などのほか、女性活躍を推進する企業等の情報発信など、様々な業種の皆様の意識向上に取り組んできており、今年度は、働く女性の現場の課題や意見を把握しながら、この会議の取組をより充実させていくとともに、地域で起業を目指す女性の交流の場となるイベントや、理工系分野に関心を持つ中高生向けのセミナーなど、女性活躍の推進につながる取組を進めているところでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じまして、女性の就業率の向上等につなげていくとともに、今後とも、企業や団体の皆様と連携をいたしまして、官民一体となった取組の強化を検討するなど、誰もが性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それでは次に、第2次北海道アイヌ政策推進方策について伺います。

令和元年5月にアイヌ施策推進法が施行されたことを踏まえ、道では、令和3年3月に北海道アイヌ政策推進方策を策定し、生活向上や文化振興など各種施策に取り組んでいます。一方で、昨年度実施された道民意識調査や内閣府の全国調査の結果を見ると、アイヌ施策推進法への認識が十分広がっていない実態も見られます。

この方策が今年度末をもって終了することから、道では、次期方策の策定に向け、現在検討を進め、さきの委員会に次期推進方策の骨子が示されています。そこで、以下、これまでの取組や今後の進め方について伺います。

初めに、現行の推進方策に基づき、道ではどのような事業に取り組んできたのか、また、その成果や課題についてどのように認識しているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 アイヌ政策課長高石浩子君。

○高石アイヌ政策課長 これまでの取組についてでございますが、道では、アイヌ政策推進方策

の五つの施策の柱に基づき、アイヌフォーラムの開催などによる理解促進、アイヌの方々を対象とする生活や進学への支援による生活向上、ウポポイをはじめとしたアイヌ関連施設への誘客促進、アイヌ文化の担い手の育成など、各種施策に取り組んできたところでございます。

こうした取組を通じて、道のアイヌ生活実態調査の結果では、学校や職場などにおける差別が減少したほか、昨年度、国が実施した国民意識調査におきましては、アイヌ文化等に接したことがあるという道民の割合が、令和4年度の50%から6年度には61.9%になるなど一定の効果が見られる一方で、これらの調査や次期方策の検討会議における有識者等からの御意見によりますと、SNSなど非対面による誹謗中傷の増加、国民全体ではアイヌ文化等に接したことがある割合は28.4%と、道民と比較し著しく低いこと、アイヌの方々の生活意識や環境の変化に対応した支援の在り方、アイヌ文化を受け継ぐ後継者不足などの課題があると考えております。

○佐々木大介委員 次期方策の策定に向けて、これまで有識者による会議が3回にわたって開かれています。その検討状況についても伺います。

○高石アイヌ政策課長 次期方策の検討状況についてでございますが、アイヌの方々をはじめ、幅広い観点から議論を進めるため、教育界や観光事業者の有識者などで構成する検討会議を昨年11月に設置し、これまで、3回にわたり、現方策に基づく取組の状況から課題を整理し、検証を行い、御意見を伺いながら、次期方策の方向性について検討を進めているところでございます。

これまでの検討会議におきましては、SNSの書き込み等によるアイヌに対する誹謗中傷が増加しており、時代に合わせた理解促進の取組が必要、生活向上施策は社会情勢の変化に即した対応が必要、一般の人々が理解を深めるためにはアイヌ文化を体験することが重要などといった御意見をいただいていたところであり、直近の8月22日に開催した第3回検討会議では、こうした御意見を踏まえた方策の骨子案について御議論をいただいたところでございます。

○佐々木大介委員 それぞれ課題や検討状況について伺ってまいりましたが、方策の検討に当たっては、当事者であるアイヌの人々をはじめ、関係団体などから丁寧に意見を伺うとともに、やはり、今後5年間の施策の方向性となるものであり、子どもを含め、若い世代の方々の声も聞きながら検討を行うことが必要と考えますが、道の認識を伺います。

○高石アイヌ政策課長 アイヌの方々などからの御意見についてでございますが、道といたしましては、幅広い年代の多くの道民の皆様の声を道のアイヌ施策に反映させることが必要と考えていることから、検討会議では、構成員であるアイヌの方から、直接、御意見を伺うとともに、検討過程の節目節目で北海道アイヌ協会とも情報を共有し、方向性につきまして御相談してきたところでございます。

また、今月、渡島、日高、釧路など、全道7地域でアイヌの方々との意見交換会を実施してきたところであり、今後は、国や市町村、関係団体に対しましても次期方策骨子案に対する意見照会を予定しております。

このほか、本年7月、次世代を担う小・中・高校生世代を対象といたしまして、アイヌの認知

度や差別の有無、差別が生じる原因などにつきまして、赤れんが庁舎で開催したアイヌ文化イベントにおきましてアンケート調査を実施するなど、若年層の考えや理解の状況の把握に努めているところでございます。

○佐々木大介委員 この方策は、アイヌ施策を今後どのように展開していくのか、その方向性を具体化するものというふうには受け止めておりますが、次期方策の策定の考え方について、今後のスケジュールについて伺います。

○浅野貴博委員長 アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

○高橋アイヌ政策推進局長 次期方策の方向性についてでございますが、現方策における事業の実施により、学校や職場等での差別の減少や、アイヌ文化に接したことがある道民の割合が上昇をいたしましたほか、アイヌ工芸を学んでみたいという若い世代の方や、生活に少しゆとりがあるという方が増加するなど、一定の改善が見られる一方で、それぞれの施策において継続して取り組むべき課題も見られますことから、現方策に引き続き、理解の促進など、五つの施策を柱としながら、各般の対策を充実していくことが重要と考えてございます。

今後は、来月中旬を目途に予定をしております国や市町村、関係団体からの意見聴取や、道内7地域で実施をいたしました意見交換会での結果などを踏まえ、検討会議において御議論をいただき、年内を目途に方策の素案を取りまとめ、環境生活委員会での御報告、パブリックコメントの手続を経まして、年度内の成案を目指す予定でございます。

以上でございます。

○佐々木大介委員 方策の取りまとめ、今後のスケジュールについては承知をいたしました。

令和3年の現方策の策定から5年が経過をし、この間、ウポポイの開設など、アイヌを取り巻く状況や人々の意識など、様々な変化があったものと受け止めています。

最後に、今後、道としてどのようにアイヌ施策を充実し、その推進に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 環境生活部アイヌ政策監高見里佳君。

○高見環境生活部アイヌ政策監 今後のアイヌ施策についてでございますが、アイヌ施策推進法の施行やウポポイの開業を契機として、アイヌ施策の基盤となるべき環境の整備が進んできました一方で、アイヌに対する理解が十分には進んでおらず、SNSによる誹謗中傷が増加しているなど、今もなお、いわれのない差別や偏見があるものと承知しております。

このため、道といたしましては、アイヌの方々が生住民族であるとの認識の下、民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を目指して、アイヌの歴史や文化に関する啓発冊子の配布や人権フォーラムの開催など、教育普及活動を行うことにより、正しい理解の促進に努めているところでございます。

今後は、アイヌの方々への理解促進や生活向上施策はもとより、アイヌ文化の振興に向けて、担い手の育成や国内外への魅力発信に取り組めますほか、ウポポイをはじめ、各地域のアイヌ関連施設なども有効に活用いたしまして、地域の活性化や観光振興につなげるなど、国や市町村、

北海道アイヌ協会をはじめとする関係団体との連携を強化いたしまして、アイヌ政策を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○佐々木大介委員 それでは次に、循環資源利用促進税事業について伺います。

道では、産業廃棄物の排出抑制や資源の循環的な利用、その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策のための経費に充てることを目的として、北海道循環資源利用促進税、いわゆる循環税を平成18年度に導入し、本税を活用して廃棄物の減量化やリサイクルに関する技術開発や設備整備などに対する補助事業などを実施してきました。

一方、本定例会冒頭の令和6年度の北海道債権管理条例に基づく債権放棄の報告には、循環資源利用促進施設設備整備費補助金に係る返還金の債権放棄についても含まれていたところですが、

ついては、この債権放棄の事案を含めて、循環資源利用促進税事業について、以下、伺います。

初めに、循環資源利用促進税事業、いわゆる循環税事業について、事業費や活用の状況の推移について伺います。

○遠藤循環型社会推進課長 循環税事業の実績などについてであります。事業費の推移につきましては、税導入当初は3億円前後でありましたが、平成22年度に約11億円まで増加した後、8億円前後で推移し、直近の令和6年度は約8億1000万円となっております。

また、税事業の活用状況につきましては、昨年度までに、排出抑制やリサイクルに係る設備の整備に対し、291件、約107億4000万円を補助するとともに、リサイクル技術の研究開発や事業化に向けた実証試験などに81件、約3億4000万円の補助を行っております。

さらに、中小企業等に技術的、専門的な助言や講演などを行うリサイクルアドバイザーの派遣や、道が認定するリサイクル製品の普及啓発、産業廃棄物の不法投棄監視体制の構築など、約7億5000万円の事業を実施したほか、北海道立総合研究機構が行う技術的な課題等によりリサイクルが進まない産業廃棄物の研究開発に要する経費に対して約8億8000万円を補助したところでございます。

以上です。

○佐々木大介委員 循環税事業の中で、リサイクルなどの設備整備に対する補助が291件、約107億円ということで、その事業費の大部分を占めているところでありますが、これまでに、どのような設備整備に対して、どのくらいの補助を行ってきたのか、伺います。

○遠藤循環型社会推進課長 設備整備費補助事業についてであります。この事業は、事業者による産業廃棄物の排出抑制、減量化やリサイクルに関する設備整備に対して補助を行うものであり、昨年度までの主な補助事業としましては、汚泥の排出抑制や堆肥化などに90件で約36億円、廃プラスチックの固形燃料化やペットボトル原料製造などに58件で約23億7000万円、木くずの燃料化や敷料製造などに64件で約20億8000万円、瓦礫類の再生骨材や路盤材製造などに25件で約6億1000万円となっているところでございます。

以上です。

○佐々木大介委員 本定例会で報告のあった、循環資源利用促進施設設備整備費補助金に係る返還金約1億4000万円の債権放棄について、この事案の概要を伺います。

○遠藤循環型社会推進課長 債権放棄した事案についてであります。本件は、平成23年度に事業計画を採択した廃プラスチックのリサイクル事業に関し、リサイクル品の製造設備とその建屋の整備に循環資源利用促進施設設備整備費補助金約1億7000万円を交付したところ、当該補助事業者が、補助金の交付を受けて取得した物件を道の承認を受けずに譲渡したことや、補助金の他用途への使用が明らかになったことから、交付決定の一部を取り消し、補助金約1億4000万円の返還請求を行ったものであります。

返還命令の発出後も、期限までに補助金が返還されなかったことから、事業者の所在調査及び財産調査を行った結果、登記上の住所には当該事業者が存在せず、施設や設備の所有権は他者に移転し、また、差し押さえる財産等がなく、回収が困難であることが認められたことから、令和2年3月、北海道債権管理条例に基づき、徴収を停止したところでございます。

その後、徴収停止から3年以上が経過しましたことから、条例に基づいて改めて事業者の所在調査と財産調査を行った結果、徴収できる財産がなく、返還の履行が著しく困難であることを再度確認しましたことから、本年、令和7年3月に債権放棄を決定したものでございます。

以上です。

○佐々木大介委員 補助金の目的にそぐわない形で利用していたり、その施設を売却してしまったりした中で、売却される前に差し押さえられなかったというところは、これはちょっと計画的悪意がある事案かなというふうに思うところでもありますけれども、やはり、こういったことをしっかりと事前に防止することも必要だというふうに思います。

道は、このような事案が発生した原因をどのように考えているのか、また、再発防止に向けてどのように対策を講じていくのか、伺います。

○遠藤循環型社会推進課長 事案発生の原因や再発防止についてであります。今回の事案については、事業者が補助により整備した設備を道の承認を受けずに譲渡し、また、補助金の他用途への使用もあり、当初に計画した事業を実施しなかったため、補助金の返還を求めたところ、所在調査や財産調査の結果、回収が困難であることが認められたことから、条例に基づき債権放棄に至ったものであります。

このため、道では、補助事業計画書の審査に当たっては、専門家の意見を伺いながら、借入金の返済や担保の状況など経営面をより慎重に評価することとしたほか、補助事業完了後においては、経過報告書や振興局と連携した現地調査などにより状況把握を適宜行い、排出抑制や再生利用の量を確認し、当初の計画を大幅に下回っている事業者に対しては専門家による相談を促すなど、税事業の効果的な活用が図られるよう、補助事業の適正な執行に努めているところでございます。

以上です。

○佐々木大介委員 今お答えいただいたように、こういった再発の防止に向けては、やはり、施設が完成した後の事業経過をしっかりと道としても監視していくということが、一つ、重要なことかなというふうに思うところです。

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制や最終処分量の削減を進めていくためには、設備整備補助などの循環税事業が有効な手段であり、そのためには税事業の適切な事業執行を徹底していくことが必要と考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、改めて見解を伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。北海道らしい循環型社会の形成に向けましては、廃棄物の排出抑制やリサイクルのための設備整備、技術の研究開発、リサイクル製品の利用拡大などの取組が重要でありまして、そのためには、循環資源利用促進税を有効に活用しながら、事業者に対する支援を進めていくことが必要でございます。

道では、これまで、道内の排出事業者やリサイクル事業者等に対しまして、産業廃棄物の排出抑制、減量化やリサイクルに関する設備整備に支援を行ってきており、採択から補助金交付までの手続を適切に行うことはもとより、補助事業で整備をいたしました施設整備による産業廃棄物の排出抑制、減量化やリサイクルの実施状況について、補助事業完了後も継続して確認していくなど、補助事業の効果が高められるよう努めているところであります。

道といたしましては、引き続き、循環税事業の適切な運用に努め、補助金が的確に使われていることを確認していくとともに、循環税を財源とする事業を効果的に活用し、廃棄物の排出抑制や資源循環のさらなる促進に取り組むなど、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けまして取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それでは、最後に、消費者団体訴訟制度について伺います。

8月上旬に、道内のNPO法人消費者支援ネット北海道、通称・ホクネットが、大阪市の事業者を相手取り、電話勧誘販売による契約について、いわゆるクーリングオフを妨げられたとして、消費者裁判手続特例法に基づき、消費者に代わり、同社が代金返還義務を負うことの確認を求める被害回復訴訟を札幌地裁に提起したとの報道がありました。

道内では初めての提訴とのことですが、道外では、東京都内の医大の入学試験で不法行為があった事案について、都内の特定適格消費者団体が被害を受けた受験生らに代わって受験料の返還を求めた訴訟を提起し、返還義務が認められるなど、全国的に制度の活用が進んできています。

ホクネットも国の認定を受けた特定適格消費者団体ということですので、以下、消費者団体訴訟制度と道の消費者行政との関わりについて伺ってまいります。

初めに、特定適格消費者団体とはどのような団体なのか、その概要について伺います。

○浅野貴博委員長 消費生活課長鏡法裕君。

○鏡消費生活課長 特定適格消費者団体についてでございますが、事業者の不当な勧誘や契約条項によって多数の消費者が被害を受ける状況を背景に、トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、平成19年に、改正消費者契約法の施行により、消費者団体訴訟制度が創設をされ、内閣総理

大臣が認定した適格消費者団体が、消費者に代わりまして、事業者に対し不当な行為の差止め請求などを行うことが可能とされ、また、平成28年には、消費者裁判手続特例法の施行により、適格消費者団体のうち、一定の基準を満たした団体につきましては特定適格消費者団体として認定され、損害賠償請求など裁判を通じた被害回復を行うことができることとされました。

特定適格消費者団体として認定されるには、事業者に対する差止め請求関係業務を相当期間にわたり継続して行っていることに加えまして、専門的な知識、経験を有する人的体制の確保や、経理的基礎と組織運営の透明性なども求められているところでございます。

なお、特定適格消費者団体は、本年8月末現在、全国で4団体が認定されており、道内では、令和3年10月にNPO法人消費者支援ネット北海道、通称・ホクネットが認定されております。

以上です。

○佐々木大介委員 それぞれ説明をいただきまして、このホクネットさんが全国4団体の一つということでありまして、これまでも継続的にこういった訴訟、差止め請求関係の業務を行ってきた団体であるということでもあります。

このホクネットが適格消費者団体としてこれまでどのような活動を行ってきたのか、改めて伺います。

○鏡消費生活課長 ホクネットの活動状況についてでございますが、ホクネットは平成22年2月に消費者契約法に基づく適格消費者団体として認定されて以来、これまで160を超える事業者に対しまして、不当な契約条項の修正などについて改善を申し入れ、改善が見られない事業者5社に対し、差止め請求訴訟を提起し、和解の成立や差止め命令の判決などを得ておりますほか、令和3年に特定適格消費者団体に認定され、被害を受けた消費者に係る財産的被害の集団的な回復を求めることが可能となったことから、本年8月、道内では初となる被害回復を求める訴訟を提起したところでございます。

また、そうした活動を支えるため、組織内に法律や消費者問題の専門家を中心に構成する委員会を置き、日頃から被害情報の収集、分析などを行っているほか、学生などを対象といたしましたセミナーを開催するなど、消費者被害防止に関わる教育・啓発活動にも取り組んでいるところでございます。

○佐々木大介委員 ホクネットは、令和3年に、道内で唯一、特定適格消費者団体として認定を受けているところですが、今説明もいただきましたとおり、道としても、消費者の被害回復に向けて、消費者団体訴訟制度についてもっと広く道民に周知すべきというふうに考えますけれども、道はどのように制度の周知を図っているのか、伺います。

○鏡消費生活課長 消費者団体訴訟制度の周知についてでございますが、事業者の不当な勧誘や契約条項によってトラブルに遭った消費者に代わりまして、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、事業者に対して差止め請求や損害賠償請求など実効性のある対応を行うことができる消費者団体訴訟制度は、それまで泣き寝入りすることが多かった消費者被害の防止や救済を図る上で大変重要な制度でございます。

このため、道では、消費者団体訴訟制度やホクネットの活動状況を道のホームページに掲載するとともに、公式のSNSやブログも活用して情報発信しているほか、道立消費生活センターにおきましても、リーフレットの配布や相談者への本制度の案内を行うなど、道民の皆様へ周知を図っているところであり、引き続き、この制度が消費者の皆様にとってより身近なものとなるよう取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ、今、周知をこのように行っているということも説明いただいたところではありますが、道もホクネットも、消費者被害を防止するという同じ目的を持って取り組んできているものというふうに認識しています。

道は、これまでホクネットとどのように連携をしてきたのか、伺います。

○鏡消費生活課長 ホクネットとの連携についてでございますが、道とホクネットは、特定商取引法等の関係法令に基づく差止め請求権の行使などの適切な遂行に資するため、平成23年に、消費生活相談情報等の提供と利用に関する覚書を締結しているところでございます。

これまで、定期的に意見交換の場を設けながら、互いに消費者被害の動向や事業者への対応事例を共有するとともに、関係法令及び北海道消費生活条例に基づき、道が実施いたしました業務停止命令、指示、勧告などの行政措置の情報や、ホクネットからの依頼に応じまして、全国消費生活情報ネットワークシステムに登録された消費生活相談情報を提供するなど、緊密に連携を図りながら道内の消費者被害の拡大防止に努めております。

以上です。

○佐々木大介委員 申し訳ありません。私自身も、報道、そして、この質問を通して、初めてこのホクネットという存在やその位置づけというのも確認をさせていただいたところです。このように、特定適格消費者団体のホクネットが北海道にあるということは、消費者被害の回復などに向けても大変心強い存在であるというふうに思います。

道としても、ホクネットと連携して消費者被害の防止に取り組むことが引き続き重要と考えます。今後、消費者の財産を守り、適正な取引が確保されるようどのように取り組んでいくのか、伺います。

○谷内環境生活部長 消費者行政に関する今後の取組についてでございますが、急速なデジタル化の進展に伴い、SNSやウェブ会議を利用した勧誘や、インターネット通販での詐欺的な定期購入商法など、悪質商法の手口は多様化、巧妙化しており、消費者の被害防止と公正な取引を確保するためには、道やホクネットをはじめ、各地域の消費者協会等の関係機関が連携しながら、関係法令や条例の厳正かつ適切な執行に努めることが重要であります。

このため、道では、本年策定いたしました第4次北海道消費生活基本計画におきましても、道とホクネットとの一層の連携や支援について明記をしたところでありまして、引き続き、ホクネットが特定適格消費者団体としてその役割を適切に果たしていけるよう、必要な情報の提供や支援に努めますとともに、各関係機関が積極的に情報を共有しながら、相談体制や消費者教育の充実を図っていくことはもとより、消費者被害の早期把握や初動対応を行い、迅速な行政処分や指

導等に結びつけていくなど、道民の皆様の安全、安心な消費生活の確保に努めてまいります。

○浅野貴博委員長 佐々木委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

田中勝一君。

○田中勝一委員 通告に従い、順次質問いたします。

初めに、市街地におけるヒグマ対策についてですけれども、質問の前に、先週の26日金曜日の20時頃、札幌市西区の公園におきまして、犬の散歩をされていた方がヒグマに襲われました。けがをされた方にお見舞いを申し上げるとともに、ヒグマ警報の発令をはじめ、皆様方には、日夜、道民の安全のために御尽力いただいていることに敬意を表したいと思っております。引き続き、日常生活圏に出没し、人を襲った加害個体の一刻も早い捕獲についてよろしくお願ひしたいと思います。それでは、順次質問いたします。

初めに、安全確保についてです。

9月1日から、市町村長の判断で日常生活圏での発砲を可能とする緊急銃猟が規定された改正鳥獣保護管理法が施行されました。いわゆる跳弾などの危険性があるため、市街地での発砲は、市民の安全確保が何よりも優先をされなくてはなりません。また、発砲を要請するハンターの方々や現場で警備する警察官など、関係者の安全確保も重要であります。

まずは、道として、これらの安全確保にどのように取り組んでいくのか、所見をお伺ひいたします。

○浅野貴博委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟時の安全確保についてであります。今月1日から施行となりました改正鳥獣保護管理法では、緊急銃猟は、市町村が、銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときなど、四つの条件を全て満たしたと判断した場合に行うことができるとされております。

国のガイドラインでは、緊急銃猟に伴う安全確保のため、通行の禁止や制限に関する警察署長への通報や、鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者への協議とともに、地域住民等の避難や住民への周知などをあらかじめ行った上で実施することが求められております。

道では、住民の避難誘導や交通規制の手順、発砲に際してのバックストップの確認など、安全確保が実効性のあるものとなるよう、引き続き、市町村や道警察、関係団体と連携しながら実践的な訓練を積み重ねてまいります。

○田中勝一委員 関係団体と連携しながら訓練を積み重ねてまいるということですので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、今定例会に2900万円の補正予算が計上されておりますけれども、具体的な支援内容についてお伺ひいたします。

○市川ヒグマ対策室長 補正予算の内容についてであります。今定例会に補正予算として提案しておりますヒグマ対策推進費では、市町村が実施する緊急銃猟に関しまして、財政負担の軽減

を図るため、緊急銃猟対応マニュアルの作成や訓練実施に係る経費のほか、ヘルメットや盾、熊対策スプレーなどの備品購入、緊急銃猟を行った際の捕獲従事者の日当、さらには、市町村が加入する捕獲従事者の保険料などの経費を補助対象としているところでございます。

○田中勝一委員 ヘルメットや盾といったハンターの方々の安全のための備品購入費が含まれておりますので、日頃、なかなか予算がなくて補填できない部分もありますから、しっかりと支援をしていただきたいと思います。

この補正予算にもあるとおり、ハンターへの費用の助成が予算化をされているわけですが、先月末に、道の猟友会から各支部に対しまして、捕獲者の責務や人身事故等が発生した際の刑事責任などに関する国の考え方とともに、緊急銃猟に当たっての対応方針が通知をされております。

今もなお、一部のハンターからは、万が一の跳弾などによる責任の所在などに関して不安の声が聞こえていることも事実です。そうした緊急銃猟におけるハンターの不安の声に対し、道としてどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

また、警察庁は、8月22日に、市街地に出たヒグマを市町村長の判断で駆除し、被害が生じた場合、発砲したハンターを行政処分することは適当ではないとの通知を出しております。

特に、2018年に起きたいわゆる砂川事件では、ハンターに責任があるとされ、猟銃の所持許可が取り消されております。現在も、最高裁まで上告され争われていますが、このような事案が発生することのないよう、責任がハンターへ及ばないように、道としても関係機関に働きかけることが重要だと考えますが、所見をお伺いいたします。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の身分保障についてであります。道では、緊急銃猟の実施に当たりましては、捕獲従事者の方々が不安なく取り組んでいただけることが重要と考えており、国に対しまして、説明会の開催や研修の実施などを求めてきたほか、捕獲従事者の身分保障などを要望しているところでございます。

国から、捕獲従事者の身分保障につきましては、緊急銃猟は、市町村長の安全確保の下、実施され、通常、捕獲者の責任を問われることにはならないことや、銃刀法に基づく銃砲所持許可の扱いは警察庁において適切に対応されるといった見解が示されており、道からも猟友会に説明を行っております。

道といたしましては、引き続き、捕獲従事者の方々が安心して緊急銃猟に参加いただけるよう、国に対して不安払拭を図っていくよう要望いたしますほか、捕獲従事者の方々をはじめ、市町村や道警察などと連携した訓練を積み重ねるなど、緊急銃猟に円滑に対応できる環境づくりを進めてまいります。

○田中勝一委員 安心して参加できる環境づくりを進めていくという答弁でしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

このヒグマの問題に関しまして、緊急銃猟の関係につきましては、我が会派の代表質問でも質問しているのですが、その際に、知事が10月にもヒグマ対策会議を設置するという考えを

表明しております。

この対策会議の構成団体及び具体的な議論、課題についてお伺いをいたします。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマ対策会議についてであります。道では、ヒグマ対策のより円滑な推進に向けまして、来月、新たに、庁内関係部局や振興局、道警察、国や猟友会などの関係機関によるヒグマ対策会議を設置することとしており、関係者の緊密な連携の下で、ヒグマ注意報の見直しや羅臼岳事故の再発防止策、緊急銃猟の実施に関する情報共有など、全庁を挙げたヒグマ対策の推進に取り組むこととしております。

○田中勝一委員 来月にも対策会議を設置するという事ですので、ぜひ、情報共有をしていただきたいと思っています。

いずれにしても、道、市町村、警察、猟友会など、関係する団体で訓練をすることが重要だと思っておりますので、訓練に当たっては道の主体性を求めたいと思っておりますけれども、それについての所見をお伺いいたします。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟の訓練についてであります。道では、緊急銃猟の円滑な実施に向けて、8月に、国や市町村、道警察、捕獲従事者と連携をし、札幌市、遠別町、江差町、下川町での実地訓練や机上訓練を行ったところでございます。

訓練には、当該市町村のほか、他の市町村にも参加を呼びかけ、実地訓練は48市町村、机上訓練は23市町村に参加いただくとともに、訓練の実施内容や結果、課題などは、訓練実施後、8月中に道内全市町村へ周知し、共有したところでございます。

また、今回の訓練に未参加であった市町村に対しましては、道が今後実施する訓練に参加を呼びかけてまいりますほか、各市町村におきましても、地元の関係機関や捕獲従事者等と連携をした訓練を行っていただくよう働きかけてまいります。

○田中勝一委員 この訓練はかなり大切だと思います。

私もちょっとガイドラインを読ませていただいたのですがけれども、このガイドラインには、特に最初に答弁いただいた四つの条件を満たせば発砲できるということなのですがけれども、この4番目にある、住民や第三者に跳弾する、危険を及ぼすおそれがないことというのがかなり細かく規定されていまして、例えば、バックストップの確保があるとか、バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り90度に近づけるとか、結構難しいですね。市街地で発砲するのは難しく、そのガイドラインが環境省のほうから提示されていますので、ぜひ、何度も何度も繰り返し訓練していただくことをお願いしたいと思います。

次に、この緊急銃猟は、道民の命を守る上でも重要な対策ですがけれども、まだまだ課題が多くあると思っています。今後は、ハンターの減少に加え、跳弾による責任等によって、一般ハンターのみならず銃猟を依頼するのは厳しくなることも想定されます。

今後の課題として、例えば、自衛隊などへヒグマ駆除を要請することも考える必要があると思っておりますが、所見をお伺いいたします。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマ捕獲についてであります。自衛隊につきましては、過去の国会

答弁で、鳥獣の捕獲に関して、猟銃等を使用した鳥獣駆除の訓練を実施していないこと、猟銃のノウハウを有していないことから、現状、困難な事情がある旨、示されております。

道では、捕獲従事者の育成確保に向け、狩猟免許取得促進に向けた普及啓発や試験機会の拡大を行いますとともに、ヒグマ捕獲初心者を対象とした講習会や射撃研修、春期管理捕獲の場を活用した捕獲実践研修などを実施しておりますほか、振興局や市町村職員の人材育成研修や、専門的知見を有する職員の振興局への配置、市町村への有識者の派遣など、地域対応力の強化に努めてきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めますとともに、市町村や道警察、捕獲に従事される方々などと連携を密にしながら、実践的な出沒対応訓練を実施していくなど、本道のヒグマ対策に必要な人材の育成確保に取り組んでまいります。

○田中勝一委員 今後もヒグマ対策に必要な人材の育成確保に取り組んでまいるといことでしたので、ハンターの方々の育成等は重要なのですけれども、ぜひ、自衛隊等、私がかつて警察の方にも要請したことがあるのですけれども、そういったことが今はできないということですので、今後の課題として、私もちょっと注視しながら、今後も取り組んでいければと思っています。

次に、最後になりますけれども、道の対応と合わせて、市町村の体制確立も急がれております。

今月、共同通信が道内の市町村に、緊急銃猟の体制が整っているかと調査を行ったところ、整っているとした市町村は5.4%にとどまっており、市町村に専門知識を持った職員がいないことから、緊急銃猟への対応が遅れていることが判明いたしました。

そこで、専門知識を持っている道が、各振興局を中心に市町村の相談に乗るなど、市町村における緊急銃猟の体制の確立をすべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 緊急銃猟に向けた対応についてであります。今月1日から施行された改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟の円滑な実施に向けましては、市町村や道警察、捕獲従事者の方々が共通認識を持ち、十分な準備の下で不安なく対応できる環境づくりが重要でございます。

このため、道では、市町村や捕獲従事者の方々に対しまして、国が作成したガイドラインの説明などを通して制度の理解促進に努めているとともに、関係機関と実践的な訓練に取り組み、成果や課題を共有するほか、今定例会には、緊急銃猟に伴う市町村の財政負担の軽減のため、補正予算を提案させていただいたところであります。

また、今月3日には、予算の十分な確保や財政支援の充実のほか、捕獲従事者の方々の身分保障などにつきまして、市長会や町村会と合同で、国にも必要な対応を要望したところであります。

道といたしましては、引き続き、関係機関が一体となった取組を進めながら、人命を最優先

に、道民の皆様の安全、安心が確保されるよう、全庁を挙げて、緊急銃猟への対応をはじめ、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○田中勝一委員 部長から、一層の充実強化に取り組んでまいるという答弁をいただきました。本当に様々な課題がまだあると思いますので、訓練をはじめ、各市町村との連携などを含めて、しっかりとこれから対応していただきたいと思います。なお、この課題につきましては、知事の所見もお伺いしたいので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、水道管の老朽化対策についてお伺いいたします。

8月10日、国土交通省が、老朽化で耐久性が低下し、破損のリスクが大きい铸铁製の上水道の旧式管を全て撤去する方針を決めたことが報道されました。京都市で4月に発生した漏水事故を受け、同型管の更新を急ぐ必要があると判断したためと言われております。国土交通省は、国内の铸铁製水道管の総延長は約1万キロと推定し、このうち、災害時の住民避難や物資輸送で使う緊急輸送道路下は2030年度までに、浄水場や配水池などにつながる基幹的な管路は2035年度までに撤去、交換するとなっており、管理する全国の自治体に铸铁管更新計画の作成を求めています。

铸铁は、鉄を含む合金で、1960年代頃まで全国の水道管で多く用いられていましたが、衝撃に弱く、老朽化で破損しやすくなっております。自治体は、耐久性に優れたダクタイル铸铁管などへの置き換えを現在も進めております。

しかし、国土交通省は、緊急輸送道路で漏水が起きると、陥没や浸水で円滑に通れなくなり、物資輸送や人命救助が遅れると指摘し、放置すると地震などで破損し、大規模な断水にもつながるため、早急に交換が必要だと説明をしております。

確かに、早急に更新することは道民の方々の安全と安心の観点から重要と考えます。しかし、各自治体においても、予算があれば早急に実施したいと思いますが、現実には厳しいと伺っております。そこで、課題等について、数点お伺いをいたします。

国土交通省が点検を指示した铸铁管について、該当する道内の総距離数と点検結果についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 水道担当課長松永和敬君。

○松永水道担当課長 铸铁管の点検についてであります。国は、本年4月に京都市内で発生した铸铁管の漏水事故を受け、5月に、全国の水道事業者等に対し、災害直後に緊急輸送を行う幹線道路に埋設されている铸铁管の点検について指示したところであります。

点検の対象となった道内の铸铁管の総延長は約45キロメートルで、水道事業者等による目視点検の結果、全て問題ないことを確認しております。

○田中勝一委員 約45キロということですが、まだ自治体の数が公表されていないということで、当然、道のほうでは点検していますから、実際に何か所あるのかは把握していると思いますが、こうした広域自治体を管理する北海道として、各自治体が策定する铸铁管更新計画に関する今の対応状況についてお伺いいたします。

○松永水道担当課長 鑄鉄管更新計画の策定についてであります。国では、本年6月に、全国の水道事業者等に対し、鑄鉄管の点検結果を踏まえ、当該鑄鉄管を令和12年度までに全て更新することを盛り込んだ鑄鉄管更新計画を来年1月末までに策定するよう求めており、現在、道内の水道事業者等において期限までの計画策定に向けて作業を進めているところであります。

道では、水道事業者等に対して、更新計画の作成例を参考として示すとともに、各種会議や立入検査など、様々な機会を通じて計画の策定を働きかけるなど、鑄鉄管の着実な更新に向けて取り組んでいるところでございます。

○田中勝一委員 各自治体からは、なかなか予算がないという声が聞こえてきますし、この老朽管の更新が計画どおりに進まないということも考えられますけれども、各自治体から道のほうに相談が来ていないのかどうかについてお伺いいたします。

また、来年の1月末までに計画をつくれという、そういう求めですけれども、国がこういうふうに早急に更新を求めるなら、併せて予算の確保も同時に行うべきと考えますが、これについての道の所見をお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 環境保全局長阿部和之君。

○阿部環境保全局長 老朽管の更新についてであります。道内の水道事業者等は、国の補助制度を活用して水道施設の整備を進めているところであり、道では、補助金の要望調査や申請時の機会を通じて、水道施設の更新等に係る財政支援制度や技術的な助言など、様々な相談に対応しているところでございます。

道としては、鑄鉄管を含めた水道施設の更新が着実に進むよう、引き続き、水道事業者等に対し、活用可能な国の支援制度に関する助言などを行うとともに、計画的な水道施設の更新が図られるよう、国に対し、施設整備に必要な予算の確保や支援制度の拡充を強く要望してまいります。

以上でございます。

○田中勝一委員 ぜひ、国にしっかりと予算要求をお願いしたいと思います。

建設部が所管をしていますけれども、特に、今後、下水管の更新も今ちょうど合わせて行われるということで、これも国が下水管の早期更新を求めていますから、自治体にしてみれば、上下水管の更新を急がなければならないという、こういう実態にありますので、ぜひ、各自治体と連携をして、国にしっかりと予算をつけていただくということを最後に指摘して、私の質問を終わります。

○浅野貴博委員長 田中(勝)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中司哲雄君。

○中司哲雄委員 お疲れさまです。

今日は、ヒグマ祭りみたいに各委員がそれぞれヒグマの話をしておりますが、私もヒグマについて質問させていただきます。

私は、ちょうど13年前の予算特別委員会でも質問をして、そのときに生息頭数の幅が非常に広くて、把握するのは非常に困難なのだなということは改めて感じたところです。ただ、そのときに、生息頭数が増えつつあったことで、このままにしておくとはエゾシカの二の舞になるぞという指摘をして、部のほうからは、生息頭数の把握ですとか管理強化、そして、ハンターの育成を進めるという答弁があったところですが、状況は一向に改善されていないということもあって、今回の質問をさせていただきます。

まず、先ほども言ったように、生息数の把握は非常に難しいことではありますが、その地域にどのぐらいのヒグマが生息しているかを把握できなければ、保護管理計画も成り立たないということになると思っております。

近年、様々な情報からAIを使って、より実態に近い生息頭数が推測できるようになったというふうに承知しておりますけれども、最近の生息予測頭数の推移というのはどのぐらいになっているのか、まずお伺いします。

○浅野貴博委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 推定生息数についてであります。ヒグマ管理計画では、全道を、渡島半島地域、積丹・恵庭地域、天塩・増毛地域、道東・宗谷地域、日高・夕張地域の五つの地域個体群に区分して管理することとしており、令和5年末の推定生息数は、渡島半島地域では2120頭、積丹・恵庭地域では850頭、天塩・増毛地域では980頭、道東・宗谷地域では3540頭、日高・夕張地域では4060頭、全道では1万1550頭となっております。管理計画において推定生息数の基準としております平成26年末の1万750頭から増加傾向にあります。

○中司哲雄委員 今の数字を聞くと、予測とは言いながら、確実に頭数が増えているということはどうかがえると思います。このような状況の中で、様々なあつれきも増えているということでもありますけれども、ある程度の頭数の管理も必要だというふうに思っております。

そこで、ここ数年の捕獲頭数はどのようになっているか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲数についてであります。過去5年間の捕獲数は、令和元年度は822頭、2年度は930頭、3年度は1056頭、4年度は940頭、直近の令和5年度は過去最多となる1804頭となっております。

○中司哲雄委員 今の数字を見ると、かなり捕獲をしながらも、やっぱり、増えているというのが実態だということだと思います。

道は、ヒグマの保護管理計画を持って、絶滅のおそれがある水準ですとか、あるいは、そこに至らない水準、さらに、人との共存水準などを設定して管理することにしておりますけれども、さきの答弁にある捕獲数は、その目指す個体数水準に整合しているのかどうか、お伺いします。

○市川ヒグマ対策室長 個体数管理についてであります。ヒグマ管理計画では、あつれきが社会問題化していなかった時期の個体数水準を地域個体群ごとに設定しますとともに、そのために必要な捕獲目標を定めまして、毎年、捕獲数や推定生息数などのデータを基に、北海道ヒグマ保護管理検討会におきまして現状を評価していくこととしており、令和5年末の推定生息数に関し

ましては、五つの地域個体群のいずれにおきましても、現状では目標としている個体数水準を上回っており、引き続き、あつれき低減に向けた取組が必要な状況でございます。

○中司哲雄委員 取組についてはそういうことだというふうに思いますけれども、道は、地域ごとに管理水準に基づいて目指す個体数水準を設定して、その達成時期を今年から10年後の令和16年に置いているというふうに承知しておりますけれども、そこに達するまでの管理方法についてはどのようにすることとしているか、お伺いします。

○市川ヒグマ対策室長 個体数管理などについてであります。ヒグマ管理計画では、捕獲目標の達成など、個体数管理を進めていくに当たりまして、問題個体の積極的な捕獲や、人里への出没抑制に向けた春期管理捕獲の着実な実施に加え、ゾーニング管理などを組み合わせながら取り組むこととしており、令和7年から16年までの今後10年間で1万2540頭を捕獲する目標を設定しております。

また、毎年、地域個体群ごとの捕獲数や推定生息数、あつれきの状況などを把握した上で、現状を評価し、捕獲目標や対策を見直しながら取組を進めていくこととしているところでございます。

○中司哲雄委員 いろんなデータを集めながら、毎年、見直しをかけているということについては伺っておりまして、道の第2期ヒグマ管理計画の中でも、今の答弁の中にあつたように、春期管理捕獲の推進方法を掲げられておりますけれども、この推進のためにどのような方策を取ろうとしているのか、お伺いします。

○市川ヒグマ対策室長 春期管理捕獲についてであります。春期管理捕獲は、人里周辺に生息、繁殖する個体の低密度化や、人への警戒心の植付けによる人里への出没抑制のほか、経験の浅い従事者の方々が実践の中で経験を積む機会を確保し、地域対応力を高めることを目的として、令和5年から実施しており、令和7年は48市町村が参加したところでございます。

市町村からは、昨年の春期管理捕獲に参加した捕獲従事者の能力向上もあり、捕獲数の増加につながった、経験の浅い従事者が経験を積むよい機会になったなどの御意見をいただいているところであり、道といたしましては、参加市町村の捕獲従事者などの御意見も踏まえ、課題や成果などの検証を行い、翌年の事業に適切に反映していくなどしながら、今後、より多くの市町村に参加していただくとともに、捕獲頭数の増加につなげていくなど、効果的な制度となるよう努めてまいります。

○中司哲雄委員 今、効果的な制度となるように努めるということですが、やっぱり、おっしゃるように、経験を積んだハンターの存在というのが春熊の駆除には欠かせないということだというふうに思っています。

そんな意味で、私がヒグマ問題について質問した13年前にも、同じようにハンターの育成についての質問をして、その時点での取組を述べた上で、今後も、これらの研修の充実に努めるとともに、猟友会などとも連携して、ハンターの育成に積極的に取り組んでいくというふうに答弁されておりますけれども、現状は、高齢化と、それから、熊撃ち経験のあるハンターの減少で即応

的に対応できない事例が増えているというふうに聞きます。どのように認識しておられるか、お伺いします。

○浅野貴博委員長 野生動物対策課長小島圭介君。

○小島野生動物対策課長 道内における捕獲従事者の状況についてであります。ヒグマ捕獲の担い手となる第1種銃猟の狩猟免許所持者数は、昭和50年代には2万人を超えていたものの、その後、減少し、平成21年度には約6700人で過去最少となった以降、増加傾向にあり、直近の令和5年度末時点では7177人となり、また、新規の取得者は、平成20年度の173人から令和5年度には549人に増加しているところでございます。

さらに、年代別では、令和元年度は60代以上が約60%、40代以下は約40%でありましたが、令和5年度は60代以上が約57%、40代以下が約43%となり、比較的若い世代の割合が増加しているところでございます。

一方で、銃猟でのヒグマの許可捕獲を行う従事者は、令和3年度で約3000人であり、このうち、60代以上が約60%となるなど、高齢化により従事者の確保が難しくなっている市町村もあると認識しております。

○中司哲雄委員 それで現実なのだろうというふうに思います。

ハンターの現状では、趣味として狩猟免許を取得している民間のハンターに捕獲を頼ることになっておりますけれども、昔のように、例えば、マタギというような狩猟を業とする者がいなくなって、捕獲のための専門人材は存在していないと言っても過言ではない状況だというふうに思います。

もちろん、これらの狩猟者も重要なメンバーとなるのですけれども、そのためには、今のうちに捕獲目標達成時期と同様に、例えば、10年の育成目標を立てて実行していくべきだと思いますけれども、道の考え方をお伺いします。

○浅野貴博委員長 自然環境局長新井田順也君。

○新井田自然環境局長 捕獲従事者の育成確保についてであります。野生鳥獣によるあつれきの解消が喫緊の課題である本道においては、捕獲従事者の育成確保のため、担い手の裾野拡大のほか、捕獲技術力の向上や技術の継承などを図っていくことが重要であります。

このため、道では、これまで、狩猟免許取得に関心のある方を対象としたセミナーの開催や、試験回数や定員の増加など試験機会の拡大を行いますとともに、ヒグマ捕獲初心者を対象とした講習会や射撃研修のほか、春期管理捕獲の場を活用した捕獲実践研修を実施してきたところでございます。

道といたしましては、今後も、こうした取組の継続に加えまして、各振興局において、市町村や猟友会など、関係者の方々と狩猟者育成に係る現状や課題について意見交換を行うなどしながら、地域の担い手となる狩猟者の育成に向け取り組んでまいります。

○中司哲雄委員 今回の答弁を伺っていると、13年前の答弁と大して変わらないということなので、私が先ほど申し上げたのは、やっぱり、計画的に育成目標を立ててやっていくべきだという

ことなのですけれども、そのことについてどうお考えですか。

○新井田自然環境局長 捕獲従事者の育成確保についてでございますが、野生鳥獣によるあつれきが高まっている本道におきまして、捕獲従事者の育成確保は極めて重要と認識しております。

道では、これまで、狩猟免許取得の機会の拡大のほか、初心者の方を対象とした様々な講習会や研修の充実に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、こうした取組を継続していきまるとともに、各振興局で実施する狩猟者育成に係る意見交換やヒグマ保護管理検討会での議論などを踏まえまして、あつれき低減のため、捕獲目標の達成に向け、狩猟者の育成確保をはじめ、地域の捕獲体制づくりに一層取り組んでまいります。

○中司哲雄委員 捕獲目標の達成と連動したような育成方策をきちっと取っていくということが大事だろうなというふうに思っています。

そういう意味で、以前から、この問題に対して、ガバメントハンターという、行政のほうを抱える専門ハンターというふうに言ってもいいかもしれないのですけれども、その設置が必要だという議論がされてきたと承知しておりますが、現状ではごく限られた町村に採用されているだけと聞いております。

ただ、今月から施行された改正鳥獣保護管理法ですが、市街地での捕獲に地域の猟友会には戸惑いもあるということが報道されておきまして、もちろん、地元の猟友会との連携なしでは緊急銃猟での捕獲はできないというふうに思いますけれども、道あるいは市町村が、例えば、退職予定の自衛官に事前に狩猟免許などを所有していただいて、そして、防災担当と兼務でガバメントハンターとして雇い入れるというようなことも育成方法の中では必要だろうというふうに思っております。

ガバメントハンターを育成確保するべきと思いますけれども、そういう方法についてどのようなお考えか、お伺いします。

○小島野生動物対策課長 ガバメントハンターについてでございますが、道内では、三笠市や森町などにおきまして、地域おこし協力隊の方が鳥獣対策業務に当たられており、協力隊としての任期終了後に、地元で継続して有害駆除に従事している事例がありますほか、占冠村では、野生鳥獣専門員として採用された職員がヒグマ対策を担うなど、いわゆるガバメントハンターとして活動されております。こうした方々は、道内ではまだ少数ではあるものの、地域の捕獲体制の中核を担う存在になっているものと認識しております。

道といたしましては、こうした事例を広く紹介しながら、退職予定の自衛官の方なども含めまして、幅広い層の方々に狩猟の魅力を周知するなど、地域で野生鳥獣の捕獲を担う人材の育成確保に努めてまいります。

○中司哲雄委員 そのような方向で期待をしております。

最後になりますけれども、これまで保護管理計画とそれに当たる狩猟者の育成確保について質問してまいりましたが、本当に今の状況は待ったなしとも言える状況だというふうに思います。

道民が安心して暮らせるように取り組まなければならないのですけれども、それには、時間ももちろん、相当の費用も必要となります。また、狩猟者に対する手当についても見直しが必要と考えますけれども、道は今後どのような取組を進めていくのか、改めて伺います。

○浅野貴博委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。道内では、今年度、既にヒグマによる人身事故が4件発生したほか、現在、ヒグマ警報を1件、注意報を7件発出しているなど、人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっており、捕獲体制を強化するためには、その担い手となる捕獲従事者の育成確保が重要であります。

このため、道では、狩猟免許試験の回数や定員の増加など、免許取得の促進に向け取り組んでいるとともに、初心者を対象とした講習会や春期管理捕獲による育成、さらには、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練等に取り組んでいるところでございます。

また、捕獲従事者の経済的負担の軽減を図るため、鳥獣被害対策実施隊員の狩猟税の減免措置のほか、市町村の春期管理捕獲に要する日当や報酬、弾代等の経費に対して支援をしているところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加えまして、引き続き、国に対して担い手の確保や負担軽減について要望を行っていくほか、振興局単位で市町村や猟友会等の意見を伺うなどしながら、地域課題を踏まえた捕獲従事者の育成確保に取り組んでまいります。

○中司哲雄委員 今の答弁にあったように、育成確保ということも中心にしながらということでもありますけれども、そのハンターの育成のための経費だとか、市町村の境を越えた広域の活用ですとか、それから、駆除に当たるハンターというのは、1人じゃやらない、何人かで連携しながらやるのですけれども、その連携のシステムも新しいものができているので、そうしたものの導入などについても研究をしながら進めたい。そして、道民が熊におびえないで山菜取りに行けるような状況ができればなというふうに思っていますので、よろしく願いまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○浅野貴博委員長 中司委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

宮崎アカネ君。

○宮崎アカネ委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

水道事業の基盤強化についてお聞きします。

国土交通省水管理・国土保全局は、今後、人材不足や人口減少などにより、厳しい事業・経営環境が想定される中、地方公共団体と民間事業者が連携して上下水道施設の維持管理、改築等を実施するPPP、PFIは、課題を解決するための一つの有効な手段と言いながら、上下水道分野の先行事例は数件にとどまり、なかなか進まない現状は、水道料金に直結しております。

国は、令和9年以降、汚水管の改築にはウォーターPPPの導入が交付金の要件となると断言しており、市町村における下水道の配管交換や修繕に対する補助金について、未導入の自治体に

は補助金を出さないと断っております。この補助金がなければ、下水道料金が跳ね上がるのは時間の問題です。

そのことを踏まえ、ウォーターPPPの概要についてお聞きしたいと思います。

官民連携は、行政と民間が協力して公共サービスを提供する仕組みであり、効率的な資源活用や地域活性化を目指すものです。国土交通省は、平成29年1月、管理者である地方公共団体が優先的検討規程を策定する際に資する考えなどをまとめた「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（案）」を作成、公表し、地方公共団体への導入支援を推進してきたところですが、ウォーターPPPとはどのようなものなのか、お伺いたします。

○浅野貴博委員長 水道担当課長松永和敬君。

○松永水道担当課長 ウォーターPPPについてであります。ウォーターPPPは、水道、下水道及び工業用水道といった水関連分野の公共インフラに係る官民連携方式のうち、民間事業者との長期契約により維持管理と更新を一体的に委託する手法であり、料金・使用料収入の減少、施設の老朽化、職員数の減少などの課題に対し、民間の創意工夫や経営ノウハウを活用することで、適切な老朽化対策の実施や費用及び職員の負担の軽減などが期待されるものであります。

○宮崎アカネ委員 ただいま答弁がありました、料金・使用料収入の減少、施設の老朽化、職員数の減少などの課題に対し、現在も民間と連携しているのですが、ウォーターPPPを導入することで技術的課題の解決が図られ、インフラの効率的な管理が可能となります。

官民連携により資金不足の問題に対応できると国では掲げていますが、広域分散な北海道の地形や、民間事業者も中小企業で、資金の投資をしてもらえる事業者はどのくらいあるのでしょうか。費用及び職員の負担軽減などに期待と断っていますが、しっかりと自治体と意見交換しているのでしょうか。上水は大丈夫だとは断り切れません。

次に、上水道における導入の現状についてお聞きしますが、国では、PPP/PFI推進アクションプランの中で、水道分野において令和13年度までの10年間でウォーターPPPの導入100か所の目標を掲げていますが、水道分野におけるウォーターPPPの道内及び全国の導入状況をお伺いします。

○松永水道担当課長 水道事業に関するウォーターPPPの導入状況についてであります。道内においては、水道分野のウォーターPPPの導入事例はございませんが、国の調査によりますと、道外では、神奈川県企業庁が箱根地区上水道事業で導入しており、また、茨城県守谷市と宮城県利府町が上水道と下水道の二つの事業を一体で導入しているほか、宮城県企業局では、上水道、下水道及び工業用水道の3事業を一体で導入しているといった事例があると承知しております。

○宮崎アカネ委員 今、答弁がありましたけれども、PPP以外にも、アクションプランには、時期は外れていますが、道内では夕張市で2012年4月にPFIの事業が始まり、北海道では初めての上水のPFI事業でありまして、浄水場の建設と運転管理がパッケージとなったPFI事業としては国内2番目となり、鈴木知事が市長のときの功績です。これは、基盤強化という点では

注視していかなければならないと私は思っております。

そこで、PPP、PFIの取組のスタンスについてですが、民の担い手事業者がいるかが不透明であり、下水道財源以外にメリットがないとの指摘のある中で、上水の担当局としての将来ビジョンの構想が必要だと私は思っております。

下水道については、令和9年までのウォーターPPPの導入決定が管路更新の補助要件であり、恵庭市や私の地元・旭川市が、今、調査に着手しております。下水管の改築時に国の補助が出なくなるとのおそれがあり、水道についても、今後、ウォーターPPPの導入が補助要件となるのか分からない状況であります。

ウォーターPPPに対する道の認識を伺うとともに、今後、どのようにウォーターPPPの取組を進めていくのか、お伺いいたします。

○松永水道担当課長 ウォーターPPPに係る取組等についてであります。ウォーターPPPなどの官民連携の手法は、水道事業が抱える課題の解決に向けた基盤強化につながる取組の一つであり、その導入に当たっては、水道事業者としての自治体が、地域住民へのサービス向上や業務効率化などの観点から、メリット、デメリットを十分に検討した上で判断することが必要と考えております。

道では、これまで、道内の水道事業者等に対して、国が策定した「水道事業における官民連携に関する手引き」を周知するとともに、水道事業者等を対象とした各種会議において、国の支援制度や全国の導入事例の紹介を行っているほか、国が道内で開催した「水道分野における官民連携推進協議会」に水道事業者等とともに民間関連事業者の参加を働きかけるなどしてきており、今後もこうしたウォーターPPPの導入に関する情報提供や助言を行ってまいります。

○宮崎アカネ委員 繰り返しになるのですがすけれども、今まで進まない国の推進事業が、今回、下水道の事業になったのではないかなというふうに私は思えてならないのですよね。やはり、補助金要件にしていく、この下水道の改修のことなのですがすけれども、私は、いずれ水道のほうにも圧力がかかると思っているのです。そのことを踏まえまして、本道における広域連携についてお伺いいたします。

水道事業の基盤強化に向けた取組として、官民連携のほかに広域連携の推進がありますけれども、道内において小規模の水道事業者が多い中、今こそ広域連携をしなければ、町村単位での事業はできないフェーズになっているのではないのでしょうか。

道は、今後、水道事業における広域連携の取組をどう進めていくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 環境保全局長阿部和之君。

○阿部環境保全局長 水道事業の広域連携についてであります。人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用の増大、職員の高齢化による技術継承の問題など、厳しさを増す経営環境に対応するためには、広域連携による水道事業の基盤強化が重要であります。

このため、道では、北海道水道広域連携推進プランの策定や水道広域連携モデル構築事業の取組などを通じて、地域の実情に応じた広域連携の推進を図ってきたところであります。

道としては、今後、モデル構築事業で得られた成果や知見を活用して他の地域における広域連携の取組を一層推進するなど、持続可能な道内の水道事業の構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮崎アカネ委員 ただいま答弁いただきましたけれども、旭川市の隣に当麻町というところがあるのですけれども、今年の1月に、水道料金が一番高いということで道新の記事にもなっております。夕張市が一番高いのじゃないかなというふうに思っていたのですけれども、やはり、今、水道料金が高いことを考えますと、今回、上水と下水の所管が別ということで、本当に質問しにくいのですが、道民の立場としましたら切実な問題なのですよ。

今、物価高騰が止まらないのですけれども、上下水道料金が引上げになるのは、生活と命に関わりますし、水を多く使うお店ですとか、工場の経費が上がることによって物価がまたさらに上がるのですよ。

また、視点は変わりますけれども、北海道教育委員会は、私の地元の旭川工業高校の間口も減らすと言っております。これは、工業、土木科等の生徒の人数を減らすということになりますので、今、人材が不足していると言いながら、育成できない環境をつくり上げているということだと思っておりますよ。

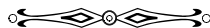
先ほど佐々木委員も言っていましたけれども、やはり、道としての役割というのは、全庁一体となった取組が必要だと私は思いますので、この点につきましては指摘させていただきたいと思います。今後とも取組をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○浅野貴博委員長 宮崎委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩



午後3時30分開議

○宮崎アカネ副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、野生鳥獣対策について伺ってまいります。

先ほど来議論がありますとおり、国は、9月1日に鳥獣保護管理法を改正し、いわゆる緊急銃猟ができることとなりました。国は、法改正に対応する形として、指定管理鳥獣対策事業交付金を拡充したわけではありますが、対象となる市町村や経費等、制度の概要について伺うとともに、道は、財源を含め、どのような考え方で今般の予算を提案されたのか、まず伺います。

○宮崎アカネ副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 補正予算についてであります。今定例会に補正予算として提案したヒ

【第1分科会 9月29日 第3号】

グマ対策推進費は、市町村が実施する緊急銃猟に関して財政負担の軽減を図るため、国のガイドラインで示されている緊急銃猟対応マニュアルの作成や訓練実施に係る経費のほか、ヘルメットや盾、熊対策スプレーなどの備品購入、緊急銃猟を行った際の捕獲従事者の日当、さらには、市町村が加入する捕獲従事者の保険料等を対象とし、その経費に対して支援するものであり、1市町村当たりの想定経費を積算した上で、ヒグマが生息していない離島4町を除く道内175市町村分を計上したところでございます。

その財源といたしまして、国から緊急銃猟に関する交付金の追加交付がありましたが、道が想定する事業費に相当する金額には満たなかったため、道民の皆様の安全、安心の確保の観点から、175市町村全てで緊急銃猟を実施できるよう事業費を確保することとし、不足分は道の一般財源により予算を計上することとしたところでございます。

○赤根広介委員 念のため確認なのですが、3000万円を175で割り返すと1自治体当たり17万円ほどになるのですが、これで十分足りるという計算なのでしょうか、確認します。

○市川ヒグマ対策室長 積算の考え方などについてであります。緊急銃猟を行うに当たっての1市町村当たりの経費については、これまで行ってきました春期管理捕獲の実績なども踏まえ、市町村の負担も含めて22万7000円程度として積算したところでございます。

なお、それぞれの市町村におけるヒグマの出没や対応状況により、必要となる経費は異なってくると考えており、状況に応じて必要な支援を実施していく考えでございます。

○赤根広介委員 まずは、不足が生じることのないよう対応していただきたいということは指摘をさせていただきます。

そこで、今回提案された予算は、歳入の見通しとして、交付金は満額来ないことを前提とし、交付されない見込み分には一般財源を活用しているわけでありまして。

そこで、道は、この算定に先立ち、国へ交付金の関係などで要望しているわけでありまして、道の本音としては、国からさらなる追加の交付金がかかることをもはや諦めているのか、そうであれば、道の姿勢に矛盾が生じていると言わざるを得ないわけでありまして。

正規の補助率等、道の申請額で歳入を見込むべきと考えるわけでありまして、この点、道の考え方を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 国の交付金についてであります。道では、これまで、国に対し、ヒグマ対策に係る交付金の十分な確保などを要望してきておりますが、こうした中、緊急銃猟に関して8月に国から追加内示があった交付金は、道が想定する事業費に相当する金額には満たなかったところでございます。

このため、道民の皆様の安全、安心の確保の観点から、ヒグマの生息が確認されていない離島を除く175市町村全てで緊急銃猟を実施できるよう事業費を確保することとし、不足分は道の一般財源により予算を計上することとしたところでございます。

なお、今月3日には、国に対して必要な国費の確保を要望したところであり、今後とも予算の確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 仮に国費の追加措置がなくても速やかに対応するため、道の一般財源で、今回の補正予算で対応されたということは、これまでにない道の姿勢だというふうに評価をするわけでありませう。

一方、こうした対応というものは、本来であれば、ヒグマ対策に限らず、あらゆる諸課題に対しても同様と考えるわけでありませう。必要な経費は、国をまたずに速やかに予算措置等の対応をするべきと考えるわけでありませうが、この点、道の考え方を伺いませう。

○宮崎アカネ副委員長 総務課長兼政策調整担当課長栗原肇君。

○栗原総務課長兼政策調整担当課長 施策の推進についてでありませうが、道では、道民の皆様の安全、安心の確保の観点から、離島を除く175市町村全てで緊急銃猟を実施できるよう事業費を確保することとし、国交付金の不足分は一般財源により予算を計上することといたしました。

当部におきましては、ヒグマ対策をはじめとして、北海道のよりよい環境を未来に引き継ぐとともに、誰もが安心して暮らせる住みよい社会の形成を目指して必要な政策を着実に進めているところであり、引き続き、国の施策の積極的な活用などにより実効性を高めながら取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、栗原総務課長から、安心して暮らせる社会の形成を目指してということでありませうが、これは、物価高対策等にも通じる考えだというふうに思ひませうので、また別な機会でお伺いしたいと思ひませう。

次に、緊急銃猟のマニュアルの関係ですけれども、現状、自治体のマニュアルの策定状況を伺いませう。

また、各地で緊急銃猟を想定した訓練を行っているわけでありませうが、その実施状況と成果、課題を伺いませう。

それから、道内の自治体で熊の捕獲経験がない市町村はあるのか、そうした市町村は、緊急銃猟にどのように対応するのか、併せて伺いませう。

○市川ヒグマ対策室長 マニュアルの作成状況についてでありませうが、国のガイドラインでは、市町村が具体的な対応フロー等を緊急銃猟対応マニュアルとして取りまとめておくことが望ましいとされておりませうが、現在、13市町村でマニュアルを作成済みであり、158市町村が作成に向けて検討中であると承知をしているところでありませう。

また、市町村における訓練についてでありませうが、これまで、13市町村が緊急銃猟を想定した訓練を実施済みであり、さらに、今後、100以上の市町村で訓練の実施を検討しているものと承知しております。

また、訓練を実施した市町村への聞き取りでは、周辺道路の通行禁止や制限のほか、付近住民の避難など安全確保に時間がかかるといった課題がある一方で、こうした課題や緊急銃猟の手順について関係機関相互で認識を共有することができたとの意見をいただいているところでありませう。

次に、捕獲従事者についてでありませうが、道では、ヒグマを捕獲した場合、捕獲者に対して捕

獲票の提出を求めており、令和4年度以降、ヒグマの生息が確認されていない離島を除く175市町村のうち、134市町村から銃により捕獲した旨の報告があったところでございます。

市町村にヒグマへの対応が可能な捕獲従事者がいない場合には、これまでも、捕獲に際して、他の地域の人材や民間事業者に依頼をし、対応しており、道におきましても、捕獲の専門人材などを登録し派遣するヒグマ緊急時等専門人材派遣事業により必要な支援を行っているところでございます。

○赤根広介委員 それで、確認なのですが、今答弁いただいて、計算すると、175市町村のうち4市町村は、マニュアルの関係を策定済みでもなく検討中でもないということでありますので、ここの対応がまずどうなっているかということが1点、もう1点は、41市町村はヒグマの捕獲の経験がないということであります。

例えば、この緊急銃猟の事案が同時多発で起きたときなども含めて、十分対応が可能な体制となっているのか、この点も併せて伺います。

○市川ヒグマ対策室長 市町村の状況についてであります。ヒグマの生息していない離島を除く175市町村のうち、171市町村で、マニュアルを作成済み、あるいは作成に向けて検討中でございます。残り4市町村につきましても、マニュアルの作成に向け、引き続き、必要な助言を行ってまいりたいと考えています。

なお、現在検討中などの市町村におきましては、マニュアルの作成までの間は、国のガイドラインなどを基に必要な手続や手順などを確認しているものと承知をしております。

また、銃による捕獲実績がない市町村の対応についてであります。令和4年度以降、銃による捕獲実績の報告がない41市町村のうち、17市町村では箱わななどによる熊の捕獲実績を有しているところでございます。

市町村において、ヒグマへの対応が可能な捕獲従事者がいない場合には、これまでも、捕獲に際して、他の地域の人材や民間事業者に依頼をし、対応しており、道においても、捕獲の専門人材等を登録し、派遣する事業により必要な支援を行っているところでございます。

○赤根広介委員 十分対応可能だということで確認をさせていただきました。

次に、ハンターの身分保障や安全確保、これも先ほど来議論があったわけでありましたが、道としては、引き続き、捕獲従事者が安心して緊急銃猟に参加していただけるよう、国に対し、不安払拭を図っていくよう要望してまいりたい、こうした答弁を繰り返されていたわけでありまして。

様々な法的責任に対する懸念やリスク、こうしたものが果たして解消されているのか、されていないのかが、答弁からは、いまいち、はっきりしないわけでありまして、この点、はっきりと答弁をしていただきたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の責任などについてであります。国からは、緊急銃猟は、市町村の安全確保の下、実施されるため、通常、捕獲従事者の方々の責任が問われることにはならないことや、財産の損失が生じた場合、行政処分を行うことは適当でないこと、銃刀法に基づく銃砲所持許可の扱いは警察庁において適切に対応されるといった見解が示されているところで

ございます。

道といたしましては、引き続き、捕獲従事者の方々が安心して緊急銃猟に参加いただけるよう、国に対して、不安払拭を図っていくよう要望してまいります。

○赤根広介委員 ということは、現時点では、まだ不安は完全に払拭されていない、そういう理解でよいですか、確認します。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者についてであります。国からの通知の内容について、道からも猟友会に情報共有するとともに、丁寧に説明を行っており、捕獲従事者としては通知内容には一定の理解をいただいているものと認識をしております。

引き続き、道といたしましては、猟友会の方々が安心して緊急銃猟に参加していただけるよう、国に対して、不安払拭を図っていくよう要望してまいります。

○赤根広介委員 なかなかかみ合いませんけれども、結論としては、まだ不安は完全に払拭されていない、そういう受け止めにならざるを得ないわけであります。

仮に、万が一の事故に備えて市町村が保険に加入する、今回、ここに対しても道は手当てしているわけでありますが、その補償がその保険で十分補えない場合には、やはり、ハンター自らが加入する任意の保険に頼らざるを得ない、こういうことが十分想定をされるわけであります。

そこで、先ほども議論がありましたが、例えば、地方公務員法に基づく職員としての捕獲者の採用、非常勤特別職である嘱託職員とするなど、そうした公務員としての身分をしっかりと与えた上で、公務災害の対象となるよう処遇改善を図るべきだというふうに思うわけであります。

人事といえば、谷内部長でございます。部長、この点、見解はいかがでしょうか。

○宮崎アカネ副委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 捕獲従事者の身分保障などについてでございますが、まず、緊急銃猟の実施に当たりましては、市町村が地域住民の安全を確保するというを前提としておりまして、また、捕獲従事者も、その安全性などに疑念がある場合には銃猟の実施を中止することが認められているところでございます。

また、国では、捕獲従事者の方々の万が一の事故に備えまして、緊急銃猟の責任を負う市町村が保険に加入することを推奨しているところでございますが、道では、捕獲従事者の方々に十分な補償が必要との考えから、国に対しまして、その身分保障について、関係省庁間での調整や検討を行っていただくよう要請をしているところでございます。

○赤根広介委員 こうした制度が確立されたのは歓迎すべきところなのですが、残念ながら、その仕組みがまだまだ不十分だということは指摘せざるを得ないわけでありますので、道としても、しっかりと、国に対しての要望のみならず、できることを検討して実施していただきたい、このことは指摘をさせていただきます。

次に、ハンターの育成についてであります。

緊急銃猟に対応できるハンターの人数について、圏域別に伺います。また、行政職員の有資格者についても、併せて伺います。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者についてであります、国の政令では、緊急銃猟を実施する者は、ヒグマでは装薬銃が必要となることから、第1種銃猟免許を取得していること、過去1年以内に銃器による射撃を2回以上実施していること、過去3年以内に緊急銃猟で使用する銃器と同種のものを使用してヒグマやエゾシカの捕獲経験があることの三つの要件全てを満たす者と定めております。

令和5年度末時点で、ヒグマを捕獲することが可能な第1種銃猟の狩猟免許所持者数について、圏域別で見ると、道央地域が3215人、道南地域が515人、道北地域が1058人、オホーツク地域が710人、十勝地域が957人、釧路・根室地域が722人となっており、道内全体では7177人となります。

なお、そのうち、政令で定める要件を満たす人数については把握をしてございません。

以上でございます。

○赤根広介委員 現状、ヒグマは増え続ける一方、ハンターは減少、高齢化が進む中で、捕獲という、非常にリスクを伴う行為を猟友会に頼るしかない、こうした現状について道の認識を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 野生動物対策課長小島圭介君。

○小島野生動物対策課長 地域の捕獲体制についてでございますが、ヒグマやエゾシカによる人身被害や農業被害などあつれきが高まっている中、銃猟や野生鳥獣の生態等に精通する猟友会の方々などの御協力を得ながら捕獲に当たっているのが現状であり、引き続き、猟友会などの御協力をいただくことはもとより、捕獲の担い手となります人材の育成や確保に向けた取組を進めていくことが必要だと認識しております。

以上です。

○赤根広介委員 昨年、広島県が全国で唯一、県と10市町村が共同で出資をした組織を立ち上げて、取組を進めて、一定程度の成果も上がっているというふうに聞いております。皆さんのほうも、当然、情報を把握されていると思いますので、ぜひ参考にすべき取組だということで、指摘をさせていただきます。

そこで、先ほども質疑がございましたが、現在、道では道内外の射撃場の運営状況などの実態調査を行っているということですが、その調査の内容及び進捗状況、そして、その調査の結果を踏まえ、今後、ハンターの育成にどう取り組んでいくのか、併せて伺います。

○宮崎アカネ副委員長 自然環境局長新井田順也君。

○新井田自然環境局長 射撃場の調査についてでございますが、道では、道内で営業している21か所の射撃場を対象に、射場の規模や機能、営業形態や利用者数などのほか、運営上の課題など、施設の管理や運営等に係る実態調査を行っておりまして、現在、各施設からいただいた回答について、直接、聞き取りを行うなど、内容を精査しながら、確認・集計作業を進めているところでございます。

また、道外の射撃場につきましても、ホームページの公表情報や聞き取りを通じて、施設の規

模などを確認しているところでございます。

今後の取組についてでございますが、野生鳥獣によるあつれきの解消は喫緊の課題でありますことから、捕獲の担い手となる人材の育成確保に向け、捕獲技術力の向上や技能の継承を図っていくことが重要でございます。

道といたしましては、現在進めている射撃場の調査結果を基に、今後、現地での施設の確認やヒアリングを行いますとともに、各振興局において、市町村や猟友会など関係者の方々と狩猟者育成に係る現状や課題について意見交換を行うなどしながら、地域の担い手となる狩猟者の育成環境の充実に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、ヒアリング、そして、関係者との意見交換等を行っているということでしたが、こうしたことを通じて、結果的にはどういったことを想定されているのか、例えば、道が独自でこうしたハンターの育成の場を設置する、こうしたことも視野に入れているのか、この点、所見を伺います。

○新井田自然環境局長 射撃場についてでございますが、捕獲従事者の射撃技術の維持向上のためには、射撃場での訓練の積み重ねなども重要でありまして、現在、道内外の射撃場の運営や利用状況等の調査を行っているところでございます。

また、振興局単位で市町村や猟友会等と意見交換を開催し、御意見を伺っていくなどしながら、捕獲従事者の育成環境の充実に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 引き続きの取組を注視したいと思います。

次に、注意報等についてであります。

道は、市街地で発生した福島町での事案等を踏まえ、注意報等の見直しや、羅臼岳の人身事故について、国や地元の関係団体等との再発防止策などの検討を進めていると承知しております。

それで、まず、注意報についてどのような点を見直そうとされているのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 注意報等についてでございますが、市町村からは、ヒグマ注意報に関して、注意報や警報発出の際に取るべき対応等を明示してほしい、道職員の派遣など注意報発出時の支援対策を明示してほしい、道からの注意喚起をさらに充実してほしいなどの御意見をいただいております。現在、こうした点を踏まえまして、注意報の発出に伴う市町村の取るべき行動や道が行う支援メニューを整理するなど、必要な見直しに向けた検討を進めているところでございます。

○赤根広介委員 先ほどの質疑でもございましたが、先週の金曜日の夜の西区の人身事故の場面、私も防災アプリを入れておりますので、19時2分頃に注意報が発令され、その後に、すぐ、ああいう事故の報道に接したわけでございまして、初め、どちらが本当のことなのだろうと戸惑うぐらいだったのです。そうしたことを踏まえても、やはり、今、これだけあちこちでヒグマの目撃だとか人身事故、車との接触事故、こうしたことが日々起っている状況の中で、この注意報というものを、災害と同じような考え方で、空振りになってもいいから強めに出す、こうしたことが今求められているのではないかと思うわけであります。

【第1分科会 9月29日 第3号】

今後、この注意報の在り方をどう見直していくのか、再度、所見を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 注意報の見直しについてであります。市町村からいただいた御意見を踏まえ、現在、注意報や警報の発出に際して市町村の取るべき行動や道が行う支援メニューなどにつきまして、有識者の皆様に御意見を伺っているところであり、できるだけ速やかに見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、2年前の令和5年の決算特別委員会で皆さんにお話ししたとおり、知床で、もし人身事故の被害があれば観光客がいなくなってしまう、こうした懸念を地元のバスガイドさんからお伺いして、注意喚起の在り方等、強化してほしいということで、その後、リーフレットの多言語化だとかを図られたのはよかったのですけれども、2年前に懸念されていたことが本当に今回起こってしまったということで、私としても、非常に残念というか、無念というか、非常にじくじたる思いがあるわけでありまして。

そこで、一層の普及啓発の取組の強化、この必要性をどう考え、今後どう対応するのか、所見を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 普及啓発などについてであります。道では、道民の方々や外国人を含む観光客の方々などへのヒグマに関する注意喚起や普及啓発のため、これまで、リーフレットの多言語化や、山菜取りなどで山に入る機会が多くなる春と秋のラジオCM、道外からの観光客が多くなる夏には、道内に到着する航空機の機内放送での注意の呼びかけなどを行っているところでございます。

こうした中、羅臼岳の事案を踏まえて、国内の観光客のみならず、外国人観光客に向けたSNSでの注意喚起など、様々な手法による普及啓発や注意喚起を行っているところでありますが、今後も市町村や関係機関と連携した一層の取組が必要と考えております。

○赤根広介委員 ぜひ、引き続きの取組を求めたいと思います。

次に、羅臼岳の人身事故についてであります。世界自然遺産登録から20年間、羅臼岳ではヒグマによる人身事故は発生していないと承知をしているわけでありまして、この間、どのような対策を講じてきたのか、伺います。

また、その対策は人身事故を想定した対策となっていたのか、併せて伺います。

○市川ヒグマ対策室長 羅臼岳のヒグマ対策についてであります。知床地域では、道のほか、環境省や林野庁、市町村、関係団体で構成される知床ヒグマ対策連絡会議が策定した知床半島ヒグマ管理計画に基づき、これまで、世界自然遺産地域を訪れる利用者の安全確保や人身被害発生防止のため、自然公園法によるヒグマへの接近等の規制はもとより、リーフレット等を活用した注意喚起や、パトロール等を通じたヒグマへの過度な接近や餌づけの禁止の指導、熊撃退スプレーやヒグマ誘引防止のためのフードコンテナの貸出しなど、関係機関が連携協力しながら様々な対策を講じてきたところでございます。

○赤根広介委員 それで、2022年に改正自然公園法が施行され、国立・国定公園の一部では、ヒ

グマへの著しい接近や餌やり行為に最高で罰金30万円が科されるようになったわけでありすが、法に基づき、どのような対応が取られてきたのか、また、罰金が科された事例はあるのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 自然公園担当課長島村哲也君。

○島村自然公園担当課長 自然公園法改正に基づく対応についてであります。令和3年の法改正では、著しい接近及び付きまといが規制対象となりましたが、距離に関する数値基準は策定されていなかったことから、環境省では、ヒグマへの付きまとい行為により人慣れが助長されるなど、公園利用に支障を及ぼす事例が多数発生しております。知床国立公園におきまして、令和5年に公園管理計画を改定し、全国の国立公園では初めて、著しい接近及び付きまといに関する数値基準を策定いたしました。

この中で、具体的な数値基準といたしまして、ヒグマとの距離が30メートル未満となるまで接近すること、また、ヒグマとの距離を50メートル未満に保ち、付きまとうことを規制行為と定めており、環境省をはじめ、道や関係機関では、野生動物との正しい距離感を伝える「知床ディスタンス！キャンペーン」を実施し、注意喚起やパトロールを行うなど、公園利用者への監視指導を強化してきたところでございます。

なお、法改正後、全国で罰金が科された事例はないものと承知しております。

○赤根広介委員 これまで罰金を科された事例はないということではありますが、一方で、監視指導は強化をしてきたということでもあります。

この罰金の対象となるヒグマへの接近などの事例が、知床、羅臼岳でもこれまでなかったという理解でいいのか、それとも、やはり、パトロールの体制、指導強化が何かしら甘かったのか、実効性の確保についてどのようにお考えになっているのか、伺います。

○島村自然公園担当課長 ヒグマへの付きまとい行為の抑止についてでございますが、環境省では、ヒグマが頻繁に出没し、写真を撮るため接近する行為が繰り返し行われております。斜里町岩尾別地区に、先日、監視カメラを設置するなど、抑止効果を高めるための対策を強化しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、国や市町村などと連携して、ヒグマへの餌づけ行為等が重大な人身事故につながるおそれがあることを、様々な機会や手段を通じ、広く注意喚起していきますとともに、今後取りまとめられる羅臼岳での事故の検証結果を踏まえ、関係機関と必要な対策を検討していくこととしております。

○赤根広介委員 なかなか事例があったのかどうかも判然としない答弁でありました。

道内には六つの国立公園がほかにもあるわけではありますが、どのように対応する考えか、所見を伺います。

○島村自然公園担当課長 道内の他の国立公園における対応についてでございますが、各国立公園の管理計画では、公園の保護と利用に関する方針を定めており、特に、ヒグマが公園全域に生息している大雪山国立公園では、管理計画の中で、生ごみなど誘引物の管理の徹底や出没地周辺施

設の立入禁止措置、登山道への注意看板の設置などの安全対策を掲げておりますが、紅葉期に利用者が集中する高原温泉では、登山利用の拠点でありますヒグマ情報センターにおきまして、ヒグマの出没状況や注意点などのレクチャーを受けてから入山するといった対策を行っております。

また、日高山脈襟裳十勝国立公園では、公園協議会の登山道部会において作成いたしました登山者向けパンフレットの中で、ヒグマへの注意を促しておりますほか、他の国立公園でも、ビジターセンターなどで目撃情報の発信や利用者への注意喚起を行っているところでございます。

道では、国や市町村、観光団体や自然保護団体などで構成する各国立公園協議会に参画し、公園の安全な利用に向けて協議検討を行っており、今後も、こうした取組を通じて、ヒグマによる事故の防止に努めてまいります。

○赤根広介委員 羅臼岳では、事故が発生した8月14日の2日前と4日前に人に近づく熊の目撃がされていたが、残念ながら、入山規制の措置は取られずに悲劇が起こってしまったわけでありませう。

そうした状況も踏まえて、国立公園内におけるヒグマによる人身・死亡事故の再発防止にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○新井田自然環境局長 事故の防止に向けた今後の取組についてでございますが、道内の国立公園の多くは、ヒグマの生息域である森林や山岳地域で構成され、そうした地域ではヒグマに出会わないための準備やルールの遵守が何より重要でございます。

道では、様々な機会を通じまして、複数で行動する、事前に出没情報を確認する、また、音を出して人の存在を伝える、食べ物やごみは持ち帰るといった基本的なルールやヒグマの生態などについて周知啓発を行っております。

また、生息地周辺の散策路やキャンプ場など利用者の多い施設では、市街地や人里に準じた対策が必要であり、利用者への出没情報の提供に加えまして、施設の閉鎖や問題個体の排除などの措置を迅速に行う必要があります、国や市町村などと情報共有を図りながら対応に当たっております。

道といたしましては、こうした取組に加えまして、今後取りまとめられる羅臼岳での事故の検証結果を踏まえ、各国立公園協議会で関係機関と対策を検討していきまるとともに、国定公園、道立自然公園を有します市町村にも情報提供を行うなど、道内の自然公園において安全、安心な利用が図られるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 施設の閉鎖などの措置を迅速に行う必要があるという認識がありながら、今回、それができなかったがために、こうした事故が起こったと言っても過言ではないわけでありませう。

一方で、この再発防止策が取りまとめられ、実行されていなければ、本来の国立公園、自然公園の持つ豊かな北海道の自然を楽しんでいただく、こうした観光も再開ができないわけでありませうので、ぜひ、この点は早急に取りまとめをしていただきたいということは強く指摘させていただ

できます。

次に、報道協定の関係であります。

これも代表質問で取り上げたわけではありますが、ヘリコプターの騒音ですね。これが羅臼岳の死亡事故などでも非常に危険な状況にあったということを指摘させていただきましたが、こうした事案発生時において、現場の活動や安全確保に対して道はどのように認識をされているのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 事故現場での安全確保などについてであります。捕獲従事者の方々は、ヒグマによる被害防止対策を進める上で欠かせない存在であり、従事者の方々が安心して捕獲活動に取り組んでいただくことが重要でありますことから、事故現場周辺での騒音や通行などがヒグマの探索活動や捕獲従事者の安全確保への支障とならないよう、適切な配慮がなされる必要があると考えております。

○赤根広介委員 こうした事案に対して、猟友会の訴え、あるいは、ヒグマの会、こうしたところからも要望があるわけではありますが、道の受け止めを伺います。

○市川ヒグマ対策室長 猟友会からの要望などについてであります。羅臼岳の人身事故の際には、斜里町の対策本部から道に対し、ヘリコプターの騒音などによりヒグマの探索活動や登山者の救助活動に支障を来しているとの連絡があり、道から報道機関に対して、捕獲従事者の方々などが行う活動に支障が生じないよう要請を行ったところであり、今後とも、ヒグマの探索活動や捕獲従事者の安全が確保されるよう、現場において適切な配慮がなされる必要があると考えております。

○赤根広介委員 実際、羅臼岳の際も、支障を来しているとの連絡があり、道から支障が生じないように要請を行ったということでもありますけれども、本来であれば、こうしたことがそもそも起こらないように、事前に協定をする必要があると思うわけではありますが、改めて、協定の必要性について所見を伺いたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 報道への対応についてであります。捕獲従事者の方々は、ヒグマによる被害防止対策を進める上で欠かせない存在であり、従事者の方々が安心して捕獲活動に取り組んでいただくことが重要であります。

道では、ヒグマの探索等に際しては、周辺での騒音や通行などが現場の活動や安全確保への支障とならないよう報道機関等に求めているところではありますが、今後も、事案発生時はもとより、事前に注意喚起を行うなど、捕獲従事者の方々の安全が確保されるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 やっぱ、それでは遅いと思いますね。実際に支障を来しているという連絡が来ている間に万が一の事故が起きたとき、この責任をどう取れるのか、非常に私は懸念をするわけであります。

次に、道の体制についてであります。

秋田県では、野生動物の専門知識を持つ職員を2020年に採用し、ツキノワグマ被害対策支援セ

ンターを設置し、熊対策を強化しております。

道の熊対策に当たる体制について、専門知識を持つ職員数と体制がどうなっているのか、伺います。また、今日の熊被害の状況を踏まえ、十分な体制なのか、認識を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 道の体制についてであります。道では、本庁や振興局の職員を国等が主催する野生鳥獣対策の研修に参加させるなど、人材育成に努めており、本年4月時点で、ヒグマなど野生鳥獣対策に知見を持つ26名の専門的職員を本庁及び11の振興局に配置するとともに、全振興局のヒグマ対策に関わる職員を本庁ヒグマ対策室と兼務発令し、本庁と振興局が一体となり、市町村支援など、機動的に対応できる体制を整備しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、職員の専門性の向上を図るため、職員を各種研修に参加させるほか、庁内公募も活用し、野生鳥獣対策に関する専門知識を有する職員を配置するなど、体制の強化に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、答弁を聞いただけで、振興局は11ということですので、石狩は本庁の隣ですのでまだよいとしても、ほかの二つの振興局は今も未整備、未配備ということですので、やはり、十分な体制とは言えないのではないかと思います。

そこで、先ほど申し上げた秋田県のように、しっかりとヒグマ対策の中核を担うセンターを道としても設置して、専門的ではなくて専門知識を持つ職員やハンターの育成を図る、こうしたことを通じて、本道の熊対策の抜本的な強化を図るべきと考えるわけですが、所見を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマ対策についてであります。捕獲の担い手となる狩猟者や専門的な知見を有する職員の育成確保に向け、これまで、道では、狩猟免許取得促進に向けた普及啓発や試験期間の拡大を行うとともに、ヒグマ捕獲初心者を対象とした講習会や射撃研修、春期管理捕獲の場を活用した捕獲実践研修などを実施してきているほか、振興局や市町村職員のヒグマ保護管理の人材育成研修や、専門的知見を有する職員の振興局への配置、市町村への専門家の派遣など、地域対応力の強化に努めてきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めてまいりますとともに、市町村や道警察、捕獲従事者の方々などと連携を密にし、今月1日に施行されました改正鳥獣保護管理法も踏まえた実践的な出没対応訓練を実施していくなど、本道のヒグマ対策に必要な人材の育成確保に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ただ、なかなかその人材の育成確保が進んでいないのがこれまでの状況だということは、しっかりと認識をしていただきたいと思います。

今日、議論をしても、様々な課題があることは明らかであります。今はどうしても捕獲のほうに注目が行きがちであります。そこを強力に推し進めるのはもちろんなのですが、一方で、捕獲だけでは熊の生息数というものは制御できないわけでありまして、やはり、一人一人が熊を人里に寄せつけない様々な対策を行っていく必要があるわけでありまして。

道民や来道者の安全、安心が確保されるよう、ヒグマ対策の一層の充実強化にどう取り組むの

か、部長の決意を伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっており、対策強化は喫緊の課題である中、道では、ヒグマ管理計画に基づく個体数管理や市町村のゾーニング管理の推進などとともに、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の育成確保や、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などに取り組んでいるところでございます。

また、ごみ出しルールの徹底や、家庭菜園の作物などを早めに収穫するといった、市街地や農地にヒグマを引き寄せない取組のほか、住宅地や農地周辺での下草刈りや電気柵の設置など、ヒグマが出没しにくい環境をつくるための取組について、ホームページやリーフレットなどによりまして、広く呼びかけてきているところでございます。

道といたしましては、福島町での事案を踏まえた注意報等の見直しや、羅臼岳の人身事故について再発防止策などの検討を進めているとともに、来月には、より円滑で効果的な対策の推進に向けまして、新たにヒグマ対策会議を設置することとしております。

引き続き、市町村や道警察、捕獲従事者の方々と一体となった取組を進めながら、人命を最優先に、道民の皆様の安全、安心が確保されるよう、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、野生鳥獣対策の最後に、タンチョウの生息地付近であったり、天然記念物のオジロワシなどに対する懸念の声が上がっている、釧路市などでの太陽光発電開発の問題について伺います。

釧路市は、先般、環境省に申入れを行い、国としても、関係省庁連絡会議を開催し、課題を共有し、解決の方策を検討することとしております。

道として、国のこうした動きに対し、どのような受け止めをしているのか、また、私の元にも、一方で、道は何も動きがないよねと、そういった声も聞かれるわけではありますが、この点、どのように考えているのか、併せて伺います。

○宮崎アカネ副委員長 環境政策課長高橋和紀君。

○高橋環境政策課長 太陽光発電事業に関する国の動きについてであります。国では、釧路地域をはじめ、全国の太陽光発電事業の地域共生に関する課題等に対応するため、さらなる地域共生と規律強化に向けた関係省庁による連絡会議を9月24日に設置し、同日、第1回目の会議が開催されたところでありまして、現状や課題を共有した上で、地域と共生した再エネ導入を進める上で必要な対応を検討していくものと承知しております。

道としては、再エネの導入に当たりましては、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識をしており、こうした国の動きを注視してまいります。

また、再エネの導入への対応についてでございますが、道では、再エネの導入に当たりましては、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しております。

このため、道では、事業者の方々に対し、関係法令を周知し、その遵守を求めることはもとよ

【第1分科会 9月29日 第3号】

り、昨年度改正された再エネ特措法に基づく事業規律強化の取組などの周知徹底を図るとともに、悪質な事業者には法令の中でできることを徹底して行うこととし、必要な手続の見直しを早急に進めるほか、様々な機会を通じまして地域の皆様の御要望や御意見の把握、相談にも対応することに加えまして、国に対し、より実効性のある規制の強化などを要望しているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 ここは、やはり、道としても規制強化に取り組むべきと考えるわけですが、所見を伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。道では、再エネの導入に当たりましては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることを前提に、地域と共生した事業が適切に実施され、環境と経済の好循環につなげていくことが重要と認識をしております。

このため、環境アセス制度の適切な運用に加えまして、地域との事前協議などが必要なGX推進税制などを活用し、良質な投資を促進する一方で、違反事案の早期把握や関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しを早急に進めるとともに、より実効性のある規制強化などを国に要望しております。

また、こうした取組に加えまして、国の関係省庁連絡会議の動きを注視するとともに、様々な機会を通じ、地域の皆様の要望や意見の把握、相談にも対応するなど、国や市町村と連携しながら、環境、景観、防災など、地域と共生した事業が適切に行われるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 昨日、私の地元で、また新しい太陽光発電の事業計画の案が出てきたのですが、やはり、様々な法令に抵触しないように、うまくスキームを組んでいるのですよね。それが、昨今、北海道で太陽光パネルがここまで増えてしまった要因になっていると思うのです。

一方で、この再生可能エネルギーをここまで促進する以前に、例えば、北海道が定めた北海道環境基本条例には、北海道は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そして、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することを明文化しているわけですよね。いま一度、やはり、北海道としては、ここに立ち返り、必要な対策を講じていくべきだと私は思いますし、この点は、知事にしっかりと伺いをしたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○宮崎アカネ副委員長 赤根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

海野真樹君。

○海野真樹委員 通告に従いまして、以下、伺います。

初めに、安全で安心な地域づくりについてです。

今日、各地で様々な犯罪が発生しており、地域の安全、安心を取り巻く環境は厳しい状況にあ

ると考えます。道では、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づく取組を推進していると承知しております。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、条例制定の背景についてです。

平成17年に条例が制定されておりますが、条例が制定された当時の犯罪の情勢や背景について伺います。

○宮崎アカネ副委員長 地域安全課長森田和寿君。

○森田地域安全課長 犯罪のない安全で安心な地域づくり条例についてであります。条例を制定した平成17年当時、道内における刑法犯の認知件数は、昭和36年の約10万5000件をピークに減少傾向にありましたが、平成9年以降、再び増加基調に転じ、特に空き巣やひったくり、車上狙いなど、身近なところで発生する犯罪が増加し、道民意識調査においても、約6割の道民の皆様が、いつ犯罪に遭うか分からないという不安を抱いているといった結果が示されていたところでございます。

道では、こうした状況を踏まえ、道警察による犯人の検挙や犯罪防止はもとより、道民自らが防犯に対する意識を高め、道、市町村、道民の皆様、事業者の方々などが協働して自主的な防犯活動に取り組みますとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善することが重要との考えの下、そうした道民活動を推進する根拠規範として条例を制定したものでございます。

○海野真樹委員 条例が制定されてからこれまでの間、どのような取組を行い、その成果についてどのように受け止めているのか、伺います。

○森田地域安全課長 これまでの取組などについてであります。道では、条例制定に伴い、道警察、道教委、地域の防犯団体や事業者の方々で構成する「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」を設置し、関係機関が連携協力しながら、犯罪の起きにくい社会づくりに向け、官民一体となって、道内各地で啓発活動に取り組む「安全・安心どさんこ運動」の普及や、地域の防犯力を高めるための防犯ボランティア団体の設立、運営や防犯活動を促進するほか、子どもや高齢者を対象とした犯罪被害の防止、特殊詐欺対策などを重点とする啓発活動を実施してきました。

こうした取組により、道内全ての市町村で、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する条例が制定されますとともに、防犯ボランティア団体等による自主的な活動が行われており、条例が制定された平成17年には7万3071件でありました刑法犯の認知件数は、令和6年には2万2714件まで減少したところでございます。

○海野真樹委員 条例が制定されてから20年が経過しておりますが、これまでの犯罪情勢の変化について伺います。

○森田地域安全課長 犯罪情勢の変化についてであります。条例の制定時は、空き巣やひったくりが多発しておりましたが、平成20年頃にかけて、息子をかたって金銭をだまし取るなどの振り込め詐欺による被害が社会問題化し、その後、自転車盗難やタイヤ盗難など街頭における犯罪

や、子どもや女性が被害者となる犯罪が増加してきたところです。

また、近年、テレワークやキャッシュレス決済、各種オンラインサービスの普及など、社会のデジタル化の進展を背景としまして、インターネットを利用した詐欺や、口座の売買をはじめとしたサイバー犯罪の検挙が増加しているところでございます。

○海野真樹委員 サイバー犯罪が増加しているということですが、特に、この5年間、ITの進展などに伴い、犯罪の態様が変化していると考えますが、最近の犯罪傾向はどのようになってきたのか、伺います。

○森田地域安全課長 近年の犯罪の傾向についてであります。道内では、刑法犯のうち、認知件数の6割を超えている窃盗犯に関し、自転車盗難や万引きなどが増加をしているほか、デジタル化の進展を背景として、SNS等を悪用した投資詐欺やロマンス詐欺が急増しておりますとともに、若者が犯罪に関わる、いわゆる闇バイトと見られる犯罪も発生をしています。

また、警察官や官公庁の職員などに成り済まし、信用や不安を利用し、金品をだまし取る「なりすまし詐欺」も後を絶たず、高齢者をはじめ、多くの方がその被害を受けております。

○海野真樹委員 特殊詐欺など、高齢者が被害に遭う犯罪も非常に多いものと考えます。その対策について伺います。

○森田地域安全課長 高齢者の犯罪被害防止についてであります。最近の特殊詐欺の特徴的な手口としましては、警察官や検察官をかたり、警察手帳や逮捕状を提示して、信用や不安に乗じて金銭等をだまし取る例や、市町村職員をかたり、保険料の還付手続に伴うキャッシュカードの更新等を口実にカードを搾取する例などが多く見られています。

道では、こうした犯罪の被害を防止するため、地域において防犯活動に取り組んでいる防犯ボランティアの方々に、研修会を通じて高齢者を対象とした具体的な手口を周知し、周りの方々の見守りなどに取り組んでいただくとともに、道警察と連携し、地下歩行空間や地域の自治会の集まりの場などを利用し、高齢者の方々に詐欺電話を実際に体験していただく機会を提供するほか、金融機関やコンビニエンスストア等に御協力をいただき、詐欺が疑われるケースを想定した来店客への従業員による声かけ訓練を行うなど、詐欺被害防止に向けた啓発や注意喚起に取り組んでいるところでございます。

○海野真樹委員 若者がSNSを利用して闇バイトに応募することが犯罪に加担するきっかけとなると考えておりますが、その対策について伺います。

○森田地域安全課長 闇バイトの犯罪防止についてであります。いわゆる闇バイトの応募を契機に若者が関わる凶悪な事件が全国的に問題となり、道内でも強盗や詐欺などの事件が発生しており、若者をはじめ、道民の皆様を犯罪に加担させないよう対策を講じることが重要であります。

道では、これまで、道警察をはじめ、関係機関や防犯団体、事業者等と連携し、若い方々が集まる商業施設や各種イベント会場での啓発活動、全道各地での繁華街パトロールを展開しておりますほか、道のホームページ、SNSを活用した情報発信や注意喚起など、様々な機会を活用し

て、若い方々や保護者の皆様に闇バイトの危険性を伝える対策を講じているところでございます。

○海野真樹委員 若者の非行や被害防止には、青少年の健全な育成が重要と考えます。

道として、どのような取組を行っているのかを伺います。

○森田地域安全課長 青少年の健全育成についてであります。北海道青少年健全育成条例では、豊かな人間性を育むことのできる環境づくりや、社会との関わりを自覚させながら自立を促す環境づくり、健全な育成を阻害し非行を助長するおそれのある社会環境の浄化や、福祉を阻害する行為の防止の四つを基本方針に掲げ、関係団体等との連携の下、青少年の健全な育成に関する施策を推進することとしております。

道では、この方針に基づき、道警察、道教委、市町村や事業者、地域の方々と連携し、地域における青少年の体験活動の場所づくりや、青少年の社会参加や自立を促すための「少年の主張」大会の開催などのほか、コンビニや書店等への立入調査を通じた有害図書類の販売禁止の周知徹底、スマートフォンやSNSの安全な利用に向けた啓発など、犯罪被害から青少年を守り、犯罪に加担することのない社会環境づくりを進めているところでございます。

○海野真樹委員 犯罪被害は、高齢者に限らず、世代を問わず発生しており、多くの人が集まる場所で幅広く啓発を行う必要があると考えます。

全道には、道の駅が128か所整備されており、休憩するだけではなく、観光施設としての役割に加え、防災拠点など多様な機能を有しております。例えば、函館市にある道の駅・縄文ロマン南かやべは、縄文文化交流センターを併設しており、国宝である中空土偶が展示され、多くの人を訪れる場になっているほか、青少年の社会教育の場としても活用されるなど、様々な役割を担っております。

地域の防犯力を高めるためにも、北海道開発局との連携を強め、各地にある道の駅を活用することは重要と考えますが、所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 地域安全担当局長西清人君。

○西地域安全担当局長 啓発活動についてであります。道では、その時々的情勢により、変化、変容する犯罪の手口などについて、多くの人を訪れる場所や時間帯に広く情報を発信していくため、これまで、関係機関や防犯団体、事業者の方々と連携をし、例えば、エスコンフィールド北海道や大和ハウスプレミストドームでのイベントで周知するなど、より啓発効果の高い取組を行っているところでございます。

また、多くの方々が集まります道の駅での啓発活動や、北海道開発局が主催します総合水防演習会場での防犯などに関する展示ブースの設置のほか、児童生徒の防犯や交通安全等の安全体制を構築するため、開発局など国の機関や道警察、防犯協会等が一体となって北海道実践的安全教育モデル構築事業に取り組むなど、多様な事業主体と連携しながら、様々な機会を活用した啓発活動を進めているところでございます。

道といたしましては、今後とも、開発局をはじめ、国の関係機関や市町村、事業者の方々と連

携し、道内各地の道の駅やイベント会場での周知など、効果的な啓発に取り組んでまいります。

○海野真樹委員 地域の防犯力を高めるためには、急激な人口減少や高齢化により変化する地域の情勢に対応した取組が重要と考えます。

例えば、交通安全では、少子化により廃校となった学校前にある信号機などは、より一層、信号機を必要とする箇所への移設などが行われているものと承知しておりますが、安全、安心な地域づくりにおいても、迅速な対応を図るために、地域との連携を深めるべきと考えますが、所見を伺います。

○西地域安全担当局長 地域の関係者との連携についてであります。防犯意識を高めるためには、全道を対象といたします広域的な取組に加え、市町村や防犯ボランティア団体などが取り組みます地域に根差した活動が重要と認識をしております。

犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の制定後、地域の防犯ボランティア団体は増加したものの、近年は、地域における人口減少や高齢化を背景といたしまして、参加者の確保が難しく、団体数や構成員数が減少するといった傾向にあるところでございます。

道といたしましては、引き続き、地域の団体が活動を継続し、より一層充実した取組となりますよう、他の地域の活動事例の紹介のほか、学生をはじめとしました若い世代の担い手の育成に努めるなど、活動を支援いたしますとともに、こうした防犯団体をはじめ、道警察や市町村、関係機関の皆様方と連携し、犯罪の起きにくい社会づくりや、犯罪等被害防止対策を進めてまいります。

○海野真樹委員 安全で安心な地域づくりに向け、今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○宮崎アカネ副委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。道内では、近年、刑法犯認知件数が増加傾向にあるとともに、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺が横行するほか、若者が関わる犯罪が発生するなど、道警察をはじめ、関係機関と連携した情勢に的確に応じた取組を進めていくことが重要と認識をしております。

このため、道では、毎年度策定いたします推進方策におきまして、変化する社会情勢を踏まえ、犯罪実態に応じた取組重点を定め、特殊詐欺などの被害防止に向けた各種イベント会場での啓発や、詐欺電話体験会、金融機関等と連携した声かけ訓練や、若い方々の非行や犯罪被害の防止対策など、様々な犯罪の手口に対応した啓発や幅広い年齢層を対象とした注意喚起など、各般の施策に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後とも、犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議を通じまして、道警察、道教委をはじめとする構成団体や開発局など関係機関等とも連携し、地域の実情なども把握しながら、情報共有や効果的な取組を検討し、様々な施策を着実に進め、道民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に取り組んでまいります。

○海野真樹委員 安全で安心な地域づくりについて伺ってまいりました。安全で安心な社会を築

いていくには、関係機関との地域連携を深め、取組をしっかりと進めていくことが大変重要であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、私からもヒグマ対策について伺います。

道南の福島町でヒグマによる人身事故が発生した際、現地に伺い、地元の方から様々なお話をお聞きしました。道南は熊が多い地域であります。今年には特に目撃情報が多く、市街地付近での家庭菜園などでの被害も目立っております。道南以外でも、道内各地でヒグマの目撃や出没が相次ぎ、人とヒグマとのあつれきは高まっている状況であります。効果的なあつれき低減策として、人とヒグマとを空間的にすみ分けるゾーニング管理を推進していくことが重要と考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、ゾーニング管理の推進についてであります。

ゾーニング管理を推進していくためには、市町村の取組を支援し、着実に進めていくことが重要と考えます。

市町村が実施するゾーニング管理に対し、これまで道としてどのような支援を行っているのかを伺います。

○宮崎アカネ副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 ゾーニング管理についてであります。道では、市町村におけるゾーニング管理を促進するため、今年3月に、北海道ヒグマゾーニング管理ガイドラインを作成し、その目的や手法、計画のひな形などをお示するとともに、市町村を対象とした説明会を開催し、理解の促進を図っておりますほか、ゾーニング管理計画の検討、策定から、その実行に際して必要な情報提供や専門人材の派遣による支援を行っていくこととしているところでございます。

また、国の交付金も活用しながら、市町村が策定する計画や計画に基づき実施する捕獲に要する経費のほか、ヒグマの誘引源となる放任果樹の除去や下草刈りなどの環境整備といった防除に要する経費につきましても支援を行っているところでございます。

○海野真樹委員 ゾーニング管理の着実な推進に向けて、今後、道としてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。昨年12月に北海道ヒグマ管理計画を改定し、削減目標の設定による個体数管理やゾーニング管理などの新たな方策をお示したところでございまして、市町村や捕獲従事者の方々などとの連携の下、計画に基づく取組を着実に進めていくことが重要でございます。

このため、道では、市町村がゾーニング管理を推進するに当たりまして必要となる情報の提供や助言のほか、財政的支援を行いながら、計画の策定や計画に基づく捕獲、防除対策などを進めており、現時点で20市町村がゾーニング管理計画を策定しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、人とヒグマの空間的なすみ分けによるあつれきの低減と地域個体群の存続の両立に向けまして、市町村に対してゾーニング管理の必要性を丁寧に説明すると

【第1分科会 9月29日 第3号】

ともに、様々な支援を行うことなどによりまして、道内各地で取組がより一層進むよう努めてまいります。

○海野真樹委員 人身事故が発生した福島町では、住民の皆様は大変不安な日々を過ごされておりました。お話を伺った中で、野菜や果物を作っても熊に荒らされてしまうため、もう畑をやめてしまったといったお声も聞かれました。道内各地でも連日のように熊の出没が報告されており、極めて深刻な状況です。道としても、ゾーニング管理の着実な推進に向け、道内各地での取組を一層進めていただきますようお願いし、次の質問に移ります。

北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録から4年が経過いたしました。この間、コロナ禍による制約などいろいろと難しいところはありましたが、今年は、私の地元である函館市南茅部地区で中空土偶の「茅空（カックウ）」が発見されてからちょうど50年の節目の年であります。これまで以上に、関係する団体はもとより、市町村や地域住民を巻き込んだ取組が重要になると考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、4周年イベントについてです。

道では、道議会議連とも連携し、世界遺産登録4周年となる7月27日にイベントを開催いたしました。このイベントの目的や狙いなどについて改めて伺うとともに、5周年に向けてどのように取り組む考えなのかを伺います。

○宮崎アカネ副委員長 縄文世界遺産推進室長木内武雄君。

○木内縄文世界遺産推進室長 4周年イベントについてであります。道では、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産への登録以降、これまでも、シンポジウムやイベントの開催などを通じ、その価値や魅力の発信等に取り組んできているところであります。

登録から4年を迎えた今年度のイベントでは、道議会議員連盟や北の縄文道民会議とも連携し、リニューアルオープン直後の赤れんが庁舎を会場に、縄文遺跡群の価値や魅力を未来につないでいくため、縄文からの学びをテーマとした基調講演や、人気ユーチューバーの「週末縄文人」の文さんによる対談、体験イベントやグッズ販売など、新たなファン層の拡大や、子どもから大人まで幅広い層の関心を高めるための取組を実施し、縄文ファンはもとより、庁舎見学に訪れた方も含め、多くの方々に来場いただいたところであります。

来年度は、登録5周年の節目の年であり、これまでの取組の効果等も踏まえながら、世界の宝と認められた縄文遺跡群の価値や魅力をより多くの皆様に伝えていくことができるよう検討を進めてまいります。

○海野真樹委員 縄文ファンの拡大や普及を図る上では、関係市町と連携した取組が効果的であると考えます。

道として、どのように取り組んでいるのかを伺います。

○木内縄文世界遺産推進室長 関係市町との連携についてであります。縄文遺跡群の価値や魅力を発信し、縄文ファンを拡大していくためには、構成資産等を有する市町と連携した取組が重要であり、道では、関係市町や国、民間などが一体となって保全や活用に取り組んでいくため設

置した北の縄文・官民連携プラットフォームを毎年度開催し、それぞれの取組状況など情報共有を図るとともに、その実施に当たっては意見交換や協議を行いながら進めているところであります。

具体的な取組としては、胆振総合振興局が、管内の市町と連携し、遺跡や出土品のオリジナルカードを作成し、市町の展示施設等で配布したほか、渡島総合振興局では、函館市の協力の下、世界遺産登録日の函館市縄文文化交流センターの無料開放に合わせ、記念の缶バッジを配布するなどの取組が行われており、また、本庁の縄文世界遺産推進室では、縄文遺跡のある道内30市町で構成する北海道縄文のまち連絡会による考古学カフェと、道の縄文夏まつりイベントを札幌駅地下歩行空間で合同開催するなど、関係市町や団体と連携協力しながら、縄文世界遺産の価値や魅力の発信等に取り組んでいるところであります。

○海野真樹委員 市町との連携とともに大切なのが、地域の住民による取組であると考えます。私の地元・函館市南茅部地区における道南エリアの拠点については、それを支える地域住民に主体的に関与していただくなど、地域を巻き込んだ取組が重要と考えます。

今後、どのように地域の方々との連携を深めていく考えなのかを伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。道では、縄文世界遺産の保全と活用を推進していくため、教育や普及、情報発信等の機能を持った拠点形成を進めており、拠点機能の十分な発揮に向けましては、関係する市町はもとより、地域で活動している団体や住民の皆様と一体となり、魅力の発信や地域の活動への支援を充実していくことが重要でございます。

このため、道南エリアの拠点に関しまして、地域の特色を生かした持続可能な活動を展開していくため、函館市はもとより、地元の南茅部地区で活動されている団体の方々と、地域での具体的な取組状況や、縄文世界遺産の魅力等をより高めることができる地域資源の活用などにつきまして意見交換を行っているところであります。

道といたしましては、引き続き、地域の方々のお意見も伺うなどしながら、縄文世界遺産と周辺の自然環境や産業などの地域資源を組み合わせた情報発信や、ヘリテージツーリズムやアドベンチャーラベルなど、多様な観光形態に対応するための体験プログラムの構築や受入れ体制づくり、周辺の地域資源をフィールドとして活用した研修プログラムを通じた人材育成などに地域と一体となって取り組み、道南の拠点機能の充実が図られるよう努めてまいります。

○海野真樹委員 来年は、登録5周年の節目の年であります。ぜひ、縄文の魅力をより一層発信し、地域と一体となって、道南の拠点機能の充実に向けて、道が率先した取組をお願いいたします。

次に、スポーツ振興についてです。

9月13日から9日間にわたり、東京で2025世界陸上競技選手権大会が開催され、多くの皆様がスポーツのすばらしさを実感されたことと思います。11月には、聾者の方々のオリンピックであるデフリンピックが東京で開催されます。国際的なスポーツ大会の開催に当たり、特に、地方の空港では、競技用具などの荷物の受入れ対応に苦慮しているとの声もお聞きしており、そうした

ことへの対応も必要と考えます。また、スポーツというものは、多くの方に夢と希望、そして、感動を与えるものであり、スポーツの振興は、住民の皆様の健康増進、そして、地域の活性化につながるものと考えます。

このような観点から、さきの我が党の代表質問では、ワールドカップなど、各種の国際的な大会を札幌や旭川など各地域に誘致することを念頭に、北海道における冬季スポーツの振興について知事の考えを伺いましたが、道としての取組について、以下、伺ってまいります。

まず、現状についてです。

道内における国際的な冬季スポーツ大会の開催状況について伺います。

○宮崎アカネ副委員長 障がい者スポーツ・競技力向上担当課長白幡博久君。

○白幡障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 国際的な冬季スポーツ大会の開催状況についてであります。近年、道内において開催された主な大会は、毎年度、札幌市で開催されるスキージャンプのワールドカップのほか、令和5年度に札幌市でパラアルペンスキーのワールドカップと帯広市でスピードスケートのワールドカップが、令和4年度に札幌市でフィギュアスケートの国際競技大会が開催されたところです。

また、過去には、2017冬季アジア札幌大会が行われたほか、スノーボードハーフパイプ、ノルディックスキー、カーリング、パラクロスカントリー、パラバイアスロンのワールドカップなどが開催されたところです。

○海野真樹委員 例えば、道内にワールドカップを誘致する場合にはどのような体制で取り組むことになるのか、過去の事例について伺います。

○白幡障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 国際大会の誘致についてであります。これまで、市町村や競技団体と連携し、開催可能な施設に関し、効果的な情報発信を行うほか、各種大会の開催実績を積み重ねてきている中、例えば、令和5年度に帯広市において開催されたワールドカップスピードスケート競技大会では、国際大会の開催が可能な施設を有することや、過去の国際大会の開催実績などから誘致につながり、地元市町村や競技団体を中心といたしまして、道やスポーツ関係団体、報道機関や関係企業が連携し、受入れ体制を整えたところです。

○海野真樹委員 道内各地での子ども向けのスポーツ教室の開催や、ジュニア世代からアスリートの発掘、育成など、冬季スポーツの裾野の拡大や競技力の向上等に取り組んでいると承知しておりますが、その状況について伺います。

○白幡障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 冬季スポーツの裾野拡大と競技力向上についてであります。道では、子どもたちがスポーツに親しみ、その大切さを知ってもらう機会を提供するため、世界の第一線で活躍するオリンピックなどのアスリートや道内ゆかりのプロスポーツチーム選手の方々などを講師に迎え、スポーツチャレンジ教室を市町村との共催により実施しているほか、当該事業と合わせ、子どもたちがスポーツを続けることができる環境づくりが促進されるよう、指導者、保護者の方々を対象としたコーチ・ペアレンツ講習会を開催しているところです。

また、北海道スポーツ協会を通じ、ジュニア世代に特化した強化合宿の実施に係る経費を補助するほか、将来有望な選手の発掘、育成を目的に、小中学生を対象とした北海道タレントアスリート発掘・育成事業や北海道パラアスリート発掘プロジェクトを、各競技団体や大学関係者などと連携協力しながら実施しているところです。

○海野真樹委員 青少年のスポーツ指導者を確保していくためには、その生活支援やキャリアサポートも必要と考えます。その対応状況について伺います。

○宮崎アカネ副委員長 スポーツ局長近藤史郎君。

○近藤スポーツ局長 指導者の確保等についてであります。ジュニアアスリートの育成に向けましては、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等で指導者として活躍できる人材を確保していく必要がございます。北海道スポーツ推進計画におきましては、地域のスポーツ指導者やスタッフの養成に努めますほか、現役を引退したアスリートなどの人材活用の拡大を図ることとしてございます。

このため、道では、北海道スポーツ協会が行う指導者への研修や、強化合宿において指導者に支払う謝金、旅費に対し助成をしておりますほか、市町村、競技団体等を対象としたシンポジウムの中で、現役を引退したアスリートの少年団などでの指導者としての活躍事例を紹介するなど、セカンドキャリアの形成促進にも努めているところでございまして、引き続き、こうした取組を通じ、指導者確保に取り組んでまいります。

○海野真樹委員 道は、北海道スポーツみらい会議等と連携しながら、積極的に国際的な大会の誘致の促進に努めるとされておりますが、道としての取組状況と今後の対応について伺います。

○谷内環境生活部長 今後の対応などについてであります。国際大会が道内で開催されることは、競技人口の裾野の拡大や競技力向上につながり、本道のスポーツ振興に大きく寄与するとともに、本道の魅力やポテンシャルが国内外に広く発信され、観光の振興や地域の活性化が期待されるところでございます。

このため、道では、これまで、道内市町村の大規模な大会が開催可能な施設を把握し、ホームページ上で情報発信しているほか、北海道・札幌冬季競技団体連絡会議に参画をし、各競技団体や札幌市等と連携をしてきたところでございまして、引き続き、道や市町村、民間企業等が協働するネットワーク組織であります北海道スポーツみらい会議をはじめ、関係機関や団体等との情報共有や連携を図りながら、大会の誘致の促進に努め、本道におけるスポーツの一層の振興に向け、取り組んでまいります。

○海野真樹委員 北海道が今後も積極的に国際的なスポーツ大会の誘致を進め、地域のスポーツ振興や経済活性化に貢献していくことが重要だと考えております。

その際には、選手団が持ち込む競技用機材や大規模な荷物への対応についても、より一層の配慮をお願いしたいと考えております。特に、地方空港では、グランドハンドリングの人材不足など、現場が抱える課題も多く、スムーズな受入れ体制が不可欠です。昨年のある大会では、荷物の搭載に時間を要し、飛行機の出発が1時間以上遅れたということもございました。特に、スポ

一つ大会の成功のためには、空港、大会主催者、関係自治体が一体となり、競技関係はもちろんのこと、競技用の大型荷物輸送についても御配慮いただければと思っております。

次に、自然環境保全と再生可能エネルギーの取組についてです。

現在、釧路湿原国立公園周辺で進められている太陽光発電施設の建設に係る問題について、以下、伺ってまいります。

太陽光発電施設の設置について、地域では、環境への影響を強く懸念する声があり、環境破壊を防ぐための法的な裏づけを要望するなど、その対応に苦慮している自治体もあることから、関係法令の整備が必要と考えます。

さきの我が党の一般質問で、地域の要望や意見の把握に努めるとの答弁がありましたが、具体的にどのように把握するのかを伺います。

○宮崎アカネ副委員長 自然環境課長小島宏君。

○小島自然環境課長 地域の要望や意見の把握についてであります。再エネの導入に当たっては、関係法令を周知し、その遵守はもとより、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要です。

このため、道では、アセス制度や各種ガイドラインの説明会のほか、本庁や各振興局においてワンストップで相談に対応するなど、国の関係機関や市町村と情報を共有しながら、様々な機会を通じて地域の課題や具体的な要望内容などの把握に努めてまいります。

○海野真樹委員 ゼロカーボン北海道の実現に向けて再エネの導入を推進していくことは重要ですが、自然環境を破壊してまで導入することは、多くの道民が望んでいることではありません。自然との調和の視点から、事業者に対して適切な事業の実施を求めると考えます。

一般質問では、国や市町村、庁内関係部局が連携しながら、環境、景観、防災など、地域と共生した事業が適切に行われるよう取組を進めると答弁がありましたが、具体的にどのように進めるのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 自然環境局長新井田順也君。

○新井田自然環境局長 再生可能エネルギーの導入についてであります。道では、関係法令の理解を深めていただくよう、事業者に対し、分かりやすく情報発信を行い、制度の周知徹底を図りますとともに、違反事案の早期把握や、関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しを早急に進めるほか、より実効性ある規制の強化などについて、国に対して要望しているところでございます。

また、環境アセス制度の適切な運用に加えまして、本年4月からスタートした北海道GX推進税制においては、地域との合意形成や環境との調和等を前提とした取組を進めており、道といたしましては、国や市町村と連携しながら、地域と共生した事業が適切に行われるよう取り組んでまいります。

○海野真樹委員 道内では、太陽光発電の設置だけでなく、風力発電や地熱発電など再エネの導入が各地で計画されておりますが、中には本道の環境へ大きな影響が懸念される事業もあるとこ

るです。

再エネの導入に向けては、より環境との調和や共生を図るため、事業者の関係法令への理解を深めてもらうことや、市町村とともに、地域の実情に応じた要望を国に求めていくべきと考えますが、道の考えを伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。再エネの導入に当たりましては、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識をしております。

このため、道では、事業者に対しまして、関係法令の遵守はもとより、再エネ特措法に基づく事業規律強化の取組などの周知徹底を図っているところでございます。

また、国では、先週、太陽光発電事業について、地域共生に向けた関係省庁連絡会議を設置したところでありまして、こうした国の動きを注視し、必要な対応を働きかけるとともに、様々な機会を通じまして地域の要望等の把握に努め、国や市町村、庁内関係部局が連携しながら、環境、景観、防災など、地域と共生した事業が適切に行われるよう取組を進めてまいります。

○海野真樹委員 自然環境保全と再生可能エネルギーの取組について伺ってまいりました。北海道の貴重な自然を守っていくことは大変重要であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○宮崎アカネ副委員長 海野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 ヒグマ対策について伺います。

26日の夜に札幌市西区の公園でヒグマによる人身被害が起きたばかりなのですけれども、市街地や農地など人間の生活圏に侵入するヒグマが連続して目撃され、また、ヒグマの生息域への入域に伴う人身被害も連続しています。これらの課題について、以下、具体的に質問していきたいと思えます。

改正鳥獣保護管理法により、9月から市街地での猟銃を使ったヒグマの捕獲が市町村長の判断で可能となりましたが、これまでの警察官職務執行法に基づくヒグマ捕獲は今後も継続されるわけです。

市街地等での緊急銃猟が可能とはなりましてけれども、これまでの捕獲、それから、追い払いや箱わな捕獲等、選択肢の判断というのはどのように行われるのでしょうか。

○宮崎アカネ副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 市街地に出没したヒグマへの対応についてであります。今月1日から施行となりました改正鳥獣保護管理法では、人の日常生活圏に熊等が出没し、人への危害を防止する措置が緊急に必要な場合や、銃猟によって人の生命、身体に危害が及ぶおそれがない場合な

ど、四つの要件を全て満たした場合に、市町村の責任の下、緊急銃猟により捕獲することができるとされております。

また、国のガイドラインでは、熊等の出没時には必ず緊急銃猟をもって対応しなければならないわけではなく、現場の状況を観察しながら、追い払い等を含む複数の手段の中から適切な手段を選択し、対応するものであることが示されているところでございます。

○真下紀子委員 今までの手段というか、方法も排除するわけではなく、最も適切な方法を選択するという事だと思っております。

緊急銃猟の準備状況というのは、それぞれの市町村で差はあるというふうに承知をしております。でも、どこの市町村でいつ必要となるか分からないことから、マニュアル作成の支援というのは、本庁とともに、振興局が中心となって準備を進める必要があると考えております。

市街地をどのように規定し、どのように進めていくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 マニュアルの作成状況についてであります。国のガイドラインでは、人の日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、市町村が具体的な対応フロー等を緊急銃猟対応マニュアルとして取りまとめておくことが望ましいとされ、道においても必要な助言などを行っているところであり、現在、13市町村がマニュアルを作成済み、158市町村が作成に向けて検討中と承知しております。

また、国のガイドラインでは、人の日常生活圏につきましては、人が生計を立て、ふだん活動する過程で行動する範囲とし、具体的には、住宅や広場、生活用道路、商業施設、農地などとされており、ヒグマの出没状況や現地の状況に応じて市町村において適切に判断されるところでございます。

○真下紀子委員 離島を除いて、残り4自治体が残っているわけですが、このところもしっかりと支援をしていただきたいというふうに私のほうから申し上げておきたいと思っております。

札幌市のヒグマ対策委員会は、緊急銃猟に備え、対応マニュアル案を明らかにしています。国のガイドラインには、マニュアル作成は緊急銃猟実施の前提ではないと記載をされているわけですが、それでは、実行するに当たってどのように備えていけばいいのでしょうか。

○市川ヒグマ対策室長 対応マニュアルについてであります。国のガイドラインでは、緊急時に関係者がすぐに参照できるようにマニュアル作成が望ましいとしているとともに、必ずしもマニュアルにこだわる必要はないが、人の日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、平時から備えるよう求めているところでございます。

このため、市町村におきましては、マニュアルの作成などを通じて、必要な人員や協力体制、備品の確保、訓練の実施など、体制整備や対応フローをまとめておくことが必要であり、道では、マニュアルの作成を働きかけるとともに、今定例会に補正予算として提案したヒグマ対策推進費では、こうした緊急銃猟に伴う市町村の財政負担の軽減のため、マニュアルの作成や訓練実施に係る経費のほか、備品購入や、緊急銃猟を行った際の捕獲従事者の日当などの経費を支援することとしているところでございます。

○真下紀子委員 まだ十分ではないという議論も先ほどありましたけれども、十分な予算を確保しながら準備を進めていかなければならないというふうに思います。

緊急銃猟の手続は、これまでとは異なって、市町村長の判断に委ねられ、時間的な猶予もそれほどない中で判断を迫られることもあると考えられます。

市町村長には重い判断となるわけですが、あらかじめの準備とともに、現場の判断までの手続、それから手順、どのようなメンバーで、どのように確認していくことになっているのでしょうか。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟の手順などについてであります。国のガイドラインでは、緊急銃猟の実施に当たり、事前準備から原状回復までの具体的な手続や手順が示されており、例えば、事前準備では、マニュアルの作成や人員の確保、訓練の実施、備品の確保のほか、保険への加入が記載されており、現場での判断に当たっては、通報を受けたときの対応や注意喚起、安全確保の措置の実施、チェックリストによる緊急銃猟に係る条件の確認のほか、外部に委託する際の留意点などが記載されております。

また、緊急銃猟の実施時に、市町村長が現場で指揮等を行うことは通常想定されないため、平時に市町村の担当者に権限を委任し、判断が可能な体制を確保しておくことが望ましいとされております。

市町村においては、こうしたガイドラインで示された手続などを踏まえ、警察等と必要な安全確保を講じた上で、緊急銃猟の条件を満たすと判断した場合に捕獲従事者による銃猟が行われるものであり、道においても、技術的な助言や職員派遣などにより必要な支援を行っていくこととしております。

○真下紀子委員 地方の市町村と事情は違うと思うのですが、札幌市では、緊急銃猟の際、現地、避難、通行規制、そして庁内調整の4班を編成することになっておりますけれども、職員の少ない市町村では対応が困難ではないかというふうに考えるわけです。

周辺住民の安全をどう確保するのか、誰が、どこへ、どのように誘導するのかなど、具体的な行動ができるようにどのように取り組まれるのでしょうか。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟に必要な人員の確保などについてであります。国のガイドラインでは、緊急銃猟を適切に実施するため、事前に必要な役割分担を整理した上で、捕獲従事者も含め、役割に応じた人員をあらかじめ特定しておくなど、緊急時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備することが重要であり、捕獲者や捕獲者をサポートする者、実施判断や外部に委託を行う者、通行制限を行う者、住民への避難を呼びかける者、記録者など、その役割やそれぞれ想定される対応者、内容を示しているとともに、市町村が職員の不足などにより職員のみでは十分に対応できない場合は、都道府県に対し、応援を求められることができるとされております。

また、市町村では、平時から、こうした体制の整備や対応などについて、関係者が緊急時にすぐに参照できるようにマニュアルなどとして取りまとめておくことが望ましいとされているところであり、道といたしましては、訓練などを通じて市町村とこうした具体的な対応手順について

共有をしていくとともに、緊急銃猟の実施に当たりましては、技術的な助言や職員派遣など必要な支援を行っていくこととしております。

○真下紀子委員 要請を受ける前のプッシュ型支援というのも検討いただきたいというふうに思っています。

緊急銃猟の対象とする判断は、環境省がガイドラインを示していますが、発砲により被害が生じた場合の対応はどのように示され、市町村長やハンターの責任はどのように規定されているのでしょうか。

また、物損被害は保険による補償となり、人身被害が起きた場合は国家賠償法に基づく補償とされますけれども、その基準、認定までの手続や期間というのはどのように見通しており、緊急銃猟によって手負いとなったヒグマによる人身被害も対象となるのかどうか、伺いたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟による損失補填についてであります。国からの通知では、緊急銃猟は、市町村の安全確保の下、実施されるため、通常、捕獲従事者の方々の責任が問われることにはならないことや、財産の損失が生じた場合、行政処分を行うことは適当ではないとされております。

緊急銃猟の実施に伴う財産の損失の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求を行い、請求を受けた市町村長が、損失に対する保障の要否及び補償額を審査、決定し、請求者に通知することとされており、保障の要否や補償額の基準、手続に要する期間などは状況によって異なりますが、実際に支払い対象を確定するに当たっては、相当因果関係のほか、市場の相場等を勘案し、判断することになるとされております。

また、万が一、人身事故が発生した場合には、国家賠償法に基づく国家賠償請求で対応することが想定されるとしているところでございます。

○真下紀子委員 なかなか厳しい基準だと思いますよ。相当因果関係まで言及をしておりますが、人身被害の場合も時間がかかるのじゃないかというふうに心配をするところです。

実施者である市町村長が捕獲が必要と判断しても、実行者であるハンターが現場で発砲しない判断もあり得るなど、実行の最後の判断というのはハンターに委ねられております。緊急銃猟において実行者の過失とされる例というのはあるのでしょうか。銃の所持免許が剥奪されることなどはないのかどうか、確認しておきたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の責任についてであります。国からは、緊急銃猟は、市町村長の安全確保の下、実施され、通常、捕獲者の責任を問われることにはならないことや、緊急銃猟の実施等に関連して銃刀法上の行政処分等を検討する場合には、慎重な判断を要することから、各道府県警本部から検討段階で警察庁に事案の概要等を報告し、警察庁において適切に対応されるといった見解が示されているところでございます。

○真下紀子委員 慎重な判断がなされることにはなっていますが、しかしながら、最終的な判断はハンターにあるわけで、そのときの判断等について、よほどの銃刀法に関する誤りがな

ければ大丈夫だというふうには聞いておりますけれども、本当にそうなるのかどうかということ
は懸念が残るところです。

先ほどの議論の中でも、ハンターに対して、道は安心して参加できるように取り組むと答えて
いたわけですが、私は、やっぱり、不安は払拭し切れないという状況だというふうに思い
ます。

緊急銃猟を実行するには、訓練を重ねて、本来であれば習熟していかなければならないわけ
ですが、ハンターは市街地での銃猟を想定していない中で、証票を付与されて実行の判断を
委ねられるわけです。重い責任が伴うわけです。

どのような知見と訓練をどう重ねていくのか。また、個人負担で銃を所持、管理し、使用する
ハンターに訓練などを求める根拠というのは何かということも併せて伺いたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟に向けた訓練についてであります。緊急銃猟を実施するた
めには、銃器を所持し、銃猟について高度な技能を有する者が必要であり、政令では、緊急銃
猟を実施できる者として、銃の種類に応じた狩猟免許を取得していること、過去1年以内に銃
器による射撃を2回以上実施していること、過去3年以内に緊急銃猟で使用する銃器と同種
のものを使用してヒグマやエゾシカの捕獲経験があることの三つの要件全てを満たすものと
定めているところでございます。

市町村では、こうした要件を満たす捕獲従事者の方々に銃猟の実施を委託することとなり
ますが、捕獲従事者が安心して実施してもらえるよう、住民避難などの安全確保措置を講
じることがもとより、日頃から捕獲従事者と連携した訓練を通じて、具体的な手続や手
順を関係者が十分に共有していくことが重要と考えております。

○真下紀子委員 訓練に関してなのですが、実は、農政部の実施隊と、それから捕獲従
事者というのは重複しますよね。相当重複しているわけですが、実施隊のほうでは技
能講習が免除されることになっているわけです。

私は、このことについて監査委員にも質問したことがあるのですが、やっぱり、訓練
免除というのはおかしいわけで、お金がかかるから免除すると言うのですが、逆に、お
金を出して、訓練をしてもらうということをしてもらわないと困るのじゃないかなと思
うのですよね。お聞きしますと、熊の急所を狙うためには、5センチ周辺のところ
に何回も連続して当たるぐらいの技能を持っていないと難しいのだということ
ですので、行政のほうからお金を出して、そうした訓練をしてもらうというこ
とを位置づける必要があるというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたけれども、ハンターが発砲しないと判断して、その
後、被害が起きることというのはあり得るわけですよね。否定できないわけです。そ
うした場合にも、ハンターが非難をされたり責任を問われることがないように、そ
うした対応というのを道として行っていただきたいと申し上げておきたいと思
います。

ゴルフ場でのヒグマ遭遇など、ばったり遭ってしまって、人命への危害リスクなど、
緊急避難が必要となることも想定をされます。

【第1分科会 9月29日 第3号】

これまでの人身被害における件数と対象、そして、その中でハンターの割合というのはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 人身被害の件数などについてであります。記録が残る昭和37年以降、道内のヒグマによる人身事故については、本年8月末現在、人身事故が161件、そのうち死者が61名、負傷者が122名となっており、狩猟や熊の駆除を目的とした人が被害に遭われた割合が約37%と最も高い状況でございます。

○真下紀子委員 それだけ危険な任務を担うことになるわけですね。ところが、ハンターの処遇がそれに対応した処遇になっていないことは、これまで何回も、繰り返し、繰り返し、繰り返し、私は質問してまいりました。

その中で、鳥獣保護管理法に基づく捕獲従事者と鳥獣被害防止特措法に基づく実施隊というのは、どちらも鳥獣捕獲の実行部隊なのですね。ところが、処遇が違います。これは、2023年に取り上げて以降、ほかの議員の方も取り上げられるようになりまして、広がっているわけですが、実施隊は市町村の非常勤職員として選任されて、条例に基づく報酬や公務災害補償の対象となる一方、捕獲従事者はその対象となっていないわけです。所属や待遇に大きな違いがあるわけです。

この実施隊の処遇との違いというのは、今も残っているのですよね。いかがですか。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の補償などについてであります。ヒグマ出没時の捕獲対応に係る報酬などにつきましては、市町村において、関係者間での協議などにより、捕獲報酬のほか、出勤経費や捕獲個体の処理費を上乗せするなど、それぞれの地域の実情に応じて設定されているものと承知をしております。

また、国では、捕獲従事者の方が一事故に備え、緊急銃猟の責任を負う市町村が保険に加入することを推奨しているところでありますが、道では、捕獲従事者に十分な補償がなされるよう、国に対して、身分保障については関係省庁間での調整や検討を行うよう要請しているところでございます。

○真下紀子委員 同様に、野生鳥獣、ヒグマに対して捕獲や駆除を行う仕事をしながら、処遇が違うというのは大問題だなというふうに思うのです。

ハンターについては、先ほど答弁にありましたように、人身被害に遭う危険を伴う上、現職で働いている方もいらっしゃいます。出勤要請があれば、休業して、休んで出勤しなければならない。

これまで質問を繰り返してきたわけですが、実施隊同様の処遇となっていないという問題があるわけです。保険の加入は推奨にとどまっています。特別非常勤公務員としての処遇ともなっていません。さらに、今後は休業補償も含めた処遇改善も必要になるのではないかと考えるわけですが、いつまでもボランティアのような処遇では続かないのではないのでしょうか。いかがですか。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の処遇についてであります。ヒグマ出没時の捕獲対応に係

る報酬などにつきましては、市町村において、関係者間での協議などにより、捕獲報酬のほか、出動経費や捕獲個体の処理費を上乗せするなど、それぞれの地域の実情に応じて設定されているものと承知をしており、引き続き、各市町村が、諸事情を考慮の上、設定いただくことが適当であると考えております。

道では、国の交付金を活用し、市町村が策定するゾーニング計画に基づく捕獲や、緊急銃猟の際の報酬や弾代、燃料代などを対象に支援をしておりますほか、捕獲従事者の身分保障につきましては、国に対して、関係省庁間での調整や検討を行うよう要請しているところでございます。

○真下紀子委員 やっぱり、非常勤公務員として国にしっかりと身分保障をしてもらって、実施隊と同様の処遇にするということを強く求めたいと思います。

それからもう一つ、今日、気がついたのですけれども、実は、道の狩猟税なのですけれども、実施隊、それから特定従事者の方たちは非課税なのですよね。ところが、捕獲隊は、狩猟税が半額免除にしかなっていないのですよ。ここにも大きな違いがあるので、やはり、こういうところも、道がすぐできることですから、処遇というか待遇の面で改善を図っていただきたいと思いません。

ヒグマの密な生息域への入域の際の対応について質問したいと思うのですけれども、入域前には、ヒグマの習性や生態、ヒグマとの距離や人間の行動、走らないことや、不意の遭遇に備えたヒグマ撃退スプレアの携帯など、講習の義務づけをやっていただきたいというふうに思います。また、目撃情報があった場合、自立型カメラの設置の強化が必要だと考えております。

世界遺産のヨセミテ国立公園では、熊対策として、鍵のかかるロッカーの設置や、ベアー・キャニスター、通称・クマ缶と言われるものなのですけれども、それを携帯することをルール化していると聞いております。それはなぜかという、特に嗅覚の強いヒグマ——犬の6倍から10倍と言われておりますよね。匂いが熊をおびき寄せてしまうために、食べ物やごみの持ち帰りの徹底をすることは大事なのですけれども、それ以上に、持っているものの匂いが発しないように缶に入れておく、そういう対策も必要だということなのです。

ヒグマ対策関係者会議ではどのように検討されて、今後、道としてどのように取り組んでいくのか伺って、私の質問を終わります。

○宮崎アカネ副委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 ヒグマ対策についてであります。このたびの事故の検証や再発防止策につきましては、現在、道のほか、関係する国の機関や市町村、団体で構成されます知床ヒグマ対策連絡会議で検討を進めておまして、今月11日には、事故概要や今後の検証の方向性が取りまとめられたところでございます。

連絡会議では、事故の発生に至った直接要因、登山者の意識や注意喚起等の間接要因、知床半島におけるヒグマの動向の背景要因の三つの観点から事故原因を検証するとともに、登山のルールや情報提供、緊急時の対応など、再発防止策について取りまとめていくこととしております。

今後、連絡会議におきまして、引き続き、具体的な検討を進めるとともに、有識者により構成

【第1分科会 9月29日 第3号】

されます知床世界自然遺産地域科学委員会の御助言もいただきながら、検証結果を取りまとめることとしており、道といたしましては、こうした再発防止策を踏まえながら、引き続き、市町村等と連携し、ヒグマの生態などを踏まえ実効あるヒグマ対策に取り組んでまいります。

○宮崎アカネ副委員長 真下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮崎アカネ副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、9月30日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時31分散会